

令和3年度

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

開会：令和4年9月12日

閉会：令和4年9月14日

福岡県東峰村議会

令和3年度東峰村議会決算審査特別委員会

招集年月日 令和4年9月12日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和4年9月12日 13時00分
委員長 黒川 隆 康
閉会日時及び宣告 令和4年9月14日 10時16分
委員長 黒川 隆 康

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	和田 将幸	○	2番	樋口 朗	○
3番	佐々木 孝	○	4番	高倉 美紀恵	○
5番	梶原 伯夫	○	6番	高橋 弘展	○
7番	大蔵 久徳	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	黒川 隆康	○	10番	伊藤 均	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	眞田 秀樹	副村長	菅 義範
教育長	縄田 淳一		
総務企画課長	城 辰也	ふるさと推進課長	岩橋 一成
農林建設課長	白井 耕平	災害対策室長	樋口 修一
住民福祉課長	國松 直美	教育課長	室井 紀代子
総務企画課長補佐	坂本 浩志	総務企画課係長	泉 健人
総務企画課主任主事	福島 彰隆		
ふるさと推進課長補佐	矢野 正己	ふるさと推進課係長	和田 勲
ふるさと推進課係長	岩下 玲礼	ふるさと推進課主査	池田 啓譲
ふるさと推進課主事	中村 優佑	ふるさと推進課主査	小林 純一
農林建設課長補佐	前田 光輝	農林建設課係長	阿波 正治
農林建設課係長	杉野 秀行	農林建設課係長	井上 大祐
農林建設課主事	伊藤 慎悟	住民福祉課長補佐	梶原 孝司
住民福祉課係長	古賀 英彦	住民福祉課係長	金光 健二
住民福祉課係長	井手 絵美	教育課係長	眞田 しのぶ
教育課係長	森山 敦史	教育課主任主事	内野 嗣昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	岩橋 俊典		

村長提出議案の題目

認定第 1号	令和3年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号	令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3号	令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4号	令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議事日程

委員長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員

会議録署名議員は東峰村議会委員会条例第29条第1項による。

9番 黒川隆康議員

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

令和4年9月12日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和3年度 東峰村議会決算審査特別委員会議事日程

令和4年9月12日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 議席番号の指定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 認定第 1号 令和3年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 2号 令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 3号 令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 4号 令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開 会	
委員 長	<p>決算審査特別委員会の委員長に推薦いただきました黒川です。</p> <p>本委員会に付託を受けました案件は、重要な案件でございます。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今の出席委員数は、9名です。</p> <p>なお、高橋委員からは欠席届が出ております。</p> <p>また、梶原委員におきましては監査委員でありますので、本来であれば本委員会への出席を要しませんが、従来より本委員会は全員で構成することといたしておりますので、最後までよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、定足数に達していますので、ただ今から決算審査特別委員会を開催します。</p> <p style="text-align: right;">(13時00分)</p>
委員 長	本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程第1	
委員 長	<p>日程第1 議席番号の指定を行います。</p> <p>議席番号は、本会議の議席番号とします。</p>
日程第2	
委員 長	<p>日程第2 会期の決定を議題とします。</p> <p>本決算審査特別委員会は、本日12日から14日までとしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本特別委員会の会期は、本日12日から14日までとすることに決定しました。</p>
日程第3～ 日程第6	
委員 長	<p>日程第3 認定第1号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第4 認定第2号「令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第5 認定第3号「令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第6 認定第4号「令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>を、一括して議題とします。</p> <p>本日は、決算審査報告のため、本田代表監査委員に出席をしていただいておりますので、令和3年度東峰村一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査の報告をお願いします。</p>
代表監査委員	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ただ今ご紹介をいただきました監査委員の本田でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>議員各位及び執行部の皆様には、日頃から本村発展のためにご尽力をいただき、一村民としてお礼を申し上げる次第でございます。</p> <p>本日は、令和3年度の決算審査特別委員会ということで、将来を見据えた審議になるよう重ねてお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、ただ今から、令和3年度一般会計・特別会計の決算報告をいたします。</p> <p>お手元に、東峰村一般会計及び特別会計の決算並びに基金運用状況審査意見書を配</p>

	<p>布されていると思います。これに基づきまして、説明を申し上げたいと思います。</p> <p>まず、1ページをお開きください。</p> <p>審査について、でございます。</p> <p>審査対象につきましては、令和3年度東峰村一般会計歳入歳出決算、令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、証書類及び歳入歳出決算事業特別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書を審査対象として行っております。</p> <p>決算書の調整及び提出期日につきましては、法定内の期限内に提出されておることを認めております。</p> <p>審査期間につきましては、令和4年8月23日、24日の2日間で行っております。</p> <p>この審査にあたっては、この項目に重点を置いて行いました。</p> <p>まず、1つ目は、歳入歳出決算額は証憑書類と一致しているか。</p> <p>次に、決算書、その他の付属書類の計数は正確であるか。支出済額は証憑書類と一致しているか。会計年度独立の原則は守られているか。会計間の独立は侵されていないか。違法または不当な支出はないか。事務の合理化、経費の節減に努力しているか。予算の流用は適正に処理されているか。財産管理は適切に行われているか。財政運営は健全かつ適正になされているか。</p> <p>以上の項目を審査しました。</p> <p>審査結果並びに決算の概要については、2ページ以降に記載をされているところでございます。これについても一読願いたいと思います。</p> <p>決算審査の内容につきましては、32ページに、むすびとして総括まとめをしておりますので、朗読します。</p> <p>令和3年度の一般会計及び特別会計（簡易水道・国民健康保険・後期高齢者医療）歳入歳出決算の4会計並びに基金の運用状況の審査に付された決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数に誤りもなく、正確であると認めるものである。また、財政も健全に運営されていて、財源の確保、健全な財政運営を図り、財政収入・収支の均衡保持に努められた結果であります。</p> <p>日本経済は、新型コロナウイルスの感染状況に左右される形で一進一退が続いています。今後も感染症の拡大やウクライナ情勢の長期化に伴う原油価格、物価の更なる高騰の可能性など予断を許さない状況が続くと見込まれますが、インバウンド需要の回復、コロナ後を見据えた設備の成長投資や更新投資、経済活動の正常化が進み、個人消費の回復も見込まれ、持ち直しの基調となってきた。</p> <p>このような状況下で村においては、平成29年の九州北部豪雨災害から令和3年梅雨前線豪雨による災害の復旧・復興が進み、一定の進歩が図られてきているが、昨今は異常気象により災害の頻発化、激甚化など、災害がいつ、どこで起きるか予期できない状況であり、今後も将来に向かって健全・堅実な財政運営を行う必要があります。</p> <p>特に、村税などの自主財源確保に努め、総合計画の長期展望の村づくりと総合戦略等の各種計画の下、成果・効果を検証し、次世代に受け継いでいける行財政運営の効率化に取り組んでいただき、産業の振興や人口減少対策、子育て支援、高齢者福祉の向上等、更なる村政の発展に寄与されるよう一層のご尽力を望むものです。</p> <p>以上、監査の報告とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
委員長	<p>ただ今、決算審査等の報告が終わりました。</p> <p>ここで、本田代表監査委員には退席していただきます。お疲れ様でございました。</p> <p>(本田代表監査委員 退席)</p>
委員長	<p>次に、各課長からの補足説明を求めます。</p>

	<p>令和3年度東峰村一般会計歳入歳出決算について、令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、補足説明を求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
<p>総務企画課長</p>	<p>まずですね、決算に係る主要な施策の成果説明書をもってですね、説明をさせていただきますと思います。</p> <p>まずは、12ページをお開きいただけますでしょうか。</p> <p>7款1項地方交付税の中身でございます。</p> <p>普通交付税ということで、そこに13億5,840万1千円が計上されております。</p> <p>これの中身につきましては、皆様方のお手元にですね、資料としてお配りしております普通交付税総括表というものがあるかと思っておりますけども、ちょっと資料が多ございますけども。議案と一緒に配りました資料の中身でございます。</p> <p>一番上に普通交付税総括表というのがございます。これがですね、普通交付税の基準財政需要額と基準財政収入額ということで、内訳を示したものでございます。</p> <p>続きましてですね、17ページをお開きいただけますでしょうか。</p> <p>17ページ、13款1項と2項、財産運用収入と財産売払収入でございます。</p> <p>この財産収入の内訳としまして、A4の横になっております。令和3年度と左上に置いておまして、右に財産運用収入ということで、これがですね、一覧表になっておまして、そちらのですね、駐在所2カ所、村有地貸付の、併せまして571万6,463円のですね、詳細な内訳を示したものでございます。</p> <p>続きましてですね、財産売払収入ということで、これに関しましては、A4の横、これは1枚物になりますけれども、不動産普通財産売払収入という一覧表を付けさせていただきますいております。</p> <p>これにつきましてがですね、財産売払の内訳書になっておりますので、お目通しをいただきたいと考えております。</p> <p>そして、続きまして18ページでございます。</p> <p>ふるさと基金関係でございます。6,413万6千円ということで、その内訳につきましてもA4の横でですね、資料としてお示しをさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>続きまして、23ページの歳出のほうになりますけれども、23ページの歳出の公有財産に係ります建物共済、これの内訳ということで、資料をとということでございましたので、継続総括表というA4の横のものになります。</p> <p>ここで各公有財産の施設が書いておまして、右下のほうにですね、487万3,628円という数字が示されているかと思いますが、これがですね、公共建物共済に係るものの内訳でございます。</p> <p>左の上に継続総括表、その分でございます。ちょっと分かりづらくてすみません。</p> <p>続きまして、24ページの生き生き事業の活用状況ということでございまして、これにつきましてはですね、款項目がですね、2款1項7目でございますが、これにつきましては、岩屋のほうから出されました地域協働の村づくり事業のですね、計画書と実績でございます。この分を資料としてですね、付けさせていただきますいております。</p> <p>そしてですね、次が24ページの2款1項8目の中で東峰村自衛隊家族会ということで、これに関しましては、東峰村に在する自衛隊員は何名いるのかというご質問等ございましたので、自衛隊の隊員数の推移ということで、これにつきましては、A4の1枚物で人数のほうをですね、推移を示させていただきますいております。</p> <p>そして、最後になりますけれども、31ページでございます。</p>

	<p>ふるさと基金積立金ということで、2億9,699万7千円ということで、これにつきましては、A4の横で、左上にふるさと基金、令和3年度基金取崩に係る計算書という1枚物がございます。これについてですね、中身を明示させていただいておりますので、以上ですね、補足説明とさせていただきます。</p> <p>ただ、資料等ですね、後でまた確認等をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>住民福祉課からの補足説明はございません。</p> <p>事前に、2日に、一緒に住民福祉課分のご質問に対する説明資料を配布させていただきましたので、そちらのほうをご覧いただきたいと思ひます。以上でございます。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>決算説明会の折に求められておりました資料につきましては、ふるさと推進課ということで、一括して提出をさせていただいております。</p> <p>若干、ちょっと申し上げます。</p> <p>まず、ケーブルテレビの追加工事自己負担案件分について、それから、ふるさと納税の返礼品の内訳、これは上位50品目を載せております。</p> <p>昨年度は全体で約560品目の返礼品のご注文がございましたけど、その内の上位50品目ということで載せさせていただいております。</p> <p>それから、西鉄バスの運行経費ということで、これは裏表、確か2枚になっていると思ひますが、経費の明細についての資料になります。</p> <p>それからですね、ほうしゅ楽舎そしてトーキョーディネーター事業費につきまして、過去3年、4年分につきまして、事業の概要それから金額等の資料を提出させていただいております。</p> <p>それから、別冊といたしまして、令和3年度に東峰村地域公共交通計画策定検討業務報告書概要版というのを提出しております。</p> <p>6月の議会の折にですね、マースの計画と申しますか、その調査報告書は提出させていただいておりますが、今回基本的な公共交通計画ということで、昨年度策定されました業務報告書を付けさせていただいております。</p> <p>それから最後に、昨年度実施しました小石原焼陶土保存可能性調査業務ということで、こちらの概要版を報告書として付けさせていただいております。以上でございます。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>教育課のほうは、事前に決算の説明のときに資料を求められておりましたフリースペースよつばの事業の報告の資料をお配りしております。</p> <p>他には、補足説明はございません。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>私のほうからは、8月29日のときの成果説明の中で確認のございました3点についてですね、別冊で9月2日の時点で資料をお配りさせていただいております。</p> <p>内容としましては、その説明書ですね、46ページでございます6款1項16目の農地中間管理事業費の、農地中間管理機構による農地利用の集積と集約化の各地域の登録面積についての質問がございました。</p> <p>こちらにつきましては、小石原鼓に752、小石原で70,514㎡の、計71,266㎡という形のご報告をさせていただきます。</p> <p>それから、この説明資料の53ページにございました8款2項1目の道路橋梁費、橋梁定期点検の支援業務委託に関してですが、対象橋梁数ですとか、あと点検項目、あと実施根拠、あと一般コンサル等でできない理由等がありますかというご確認がご</p>

	<p>ございました。</p> <p>実施根拠につきましては、東峰村の公共施設等総合管理計画に基づいておりました、業務内容としましては、橋梁の長寿命化計画の中です、橋梁点検といったものをやっております。</p> <p>対象の橋梁数につきましては、令和3年度では、橋長15m以上13橋、それから、15m未満を9橋点検しております。</p> <p>点検項目につきましては、代表的なものとして、硬度形式ですとか、形状確認、あと上部工、下部工の損傷状況、あと補修・補強状況、自然状況等を確認しております。</p> <p>詳細につきましては、別途お配りしております資料の次ページ以降に点検項目を載せさせていただいております。</p> <p>それから、一般コンサルで実施できない理由ということで、この点検業務につきましては、公益財団法人の福岡県建設技術情報センターに委託をさせていただいております、この業者さんはず、県内の市町村内の橋梁の代行点検の実績が非常に豊富でございます。知識や信頼性も高く、かつ安価です、公平の立場で適正に業務をしていただけるということでの委託をさせていただいているということになります。</p> <p>それから、3点目ですが、今度は簡易水道のほうです、ご質問ございまして、成果説明書の66ページにございました1款1項1目の使用料に関してです。</p> <p>その中で閉栓数ですとか休栓数の数についてご確認がありました。</p> <p>実際、水道の総契約数としましては914件ございまして、開栓数が839件、内休栓数が75件といったことになっていることをご報告させていただきます。以上になります。</p>
委員長	災害対策室長
災害対策室長	災害対策室からは、補足説明並びに補足資料はございません。
散会	
委員長	これをもちまして、本日の審査は終了します。 8番 佐々木委員
8番	すみません。後で出てきたこの補足資料、これ、もちろん決算説明会のときに徴求した資料ではあるんですが、何ページのどこかが分かりません。先ほどの説明ですと。 できれば、この主要成果表の何ページの資料ぐらいの何か欲しいんですが、それは可能ですか。
委員長	総務企画課長
総務企画課長	後ほどです、各資料にページをふらせていただきます。
委員長	それでは、今の要望に対しては、よろしくお願ひします。 明日13日は、午前9時30分から再開します。 なお、申し添えますが、答弁における各課の担当者は、質疑に対しては必ず答えられるような資料等を揃えておいてください。 本日は、これにて散会します。

(13時28分)

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

令和4年9月13日
(第 2 日)

東 峰 村 議 会

令和3年度 東峰村議会決算審査特別委員会議事日程

令和4年9月13日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 認定第 1号 令和3年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 認定第 2号 令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 3号 令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 4号 令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開 議	
委員 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席委員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、決算審査特別委員会を開催します。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
委員 長	<p>日程第1 認定第1号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」、質疑を行います。</p> <p>課ごとに質疑を行いたいと思います。</p> <p>なお、最終日の総括質疑につきましては、全体及び各課にまたがる質疑のみといたします。</p> <p>また、各課における答弁で回答が得られていない件については除きますので、特段のご協力を賜りますよう心からお願いいたします。</p> <p>最初に総務企画課、議会関係の質疑を行います。</p> <p>歳入に関する質疑につきましては、それぞれ所管の歳入費目についてとします。</p> <p>歳出については、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。</p> <p>質問者は、最初にページを指定して、質疑を行っていただきたいと思います。</p> <p>なお、質疑については、簡潔明瞭をお願いします。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>6番 高橋委員</p>
6 番	<p>成果説明書の18ページをお願いいたします。</p> <p>歳入15款2項基金繰入金の15ふるさと基金について、お伺いいたします。</p> <p>基金運用ということなので、総務企画課にお尋ねいたしますが。</p> <p>補足資料のほうでも、この繰入金の充当事業について、お尋ねというかですね、出していただいております。</p> <p>それプラスしてですね、最終的に今年度充当残ということで、2億3,000万近くこの基金に積み上がったことになっておりますが、今後この基金の使用について、何か現段階で考えられていることがあるのか、まずお尋ねいたします。</p>
委員 長	坂本課長補佐
総務企画課長補佐	<p>委員ご質問のとおりですね、充当残ということで、金額が2億3,000万ほどあります。</p> <p>今、こちらから提出させていただいた、いわゆるふるさと基金の計算書でございますが、上段のほうにですね、上のほうに今年度、令和3年度に取り崩した額が載っております。その下の段にですね、約半分ほど、半分というのは翌年度、令和4年度以降も同じようなところに入れるような形でですね、令和4年度充当額というふうに書かせていただいております。</p> <p>これについて、その分がですね、充当残というふうな意味合いを持たせておりまして、総額は2億9,600万をすべて令和4年度以降にですね、すべてのほうを充当していこうというふうに考えております。</p>
委員 長	6番 高橋委員
6 番	<p>では、ちょっと本題の部分でお聞きしていきたいんですけども。</p> <p>出していただいたこの事業の内容が、大体、基本一般財源としてする事業がほとんどじゃないかなと思われるところで、びっくりしたのがこの、甘木・朝倉・三井環境施設組合負担金に充当ということで、これは、そもそも自治体として、やっていけない事業に対して充てられているのかなど。</p>

	<p>もちろんその自然環境・景観保全に関しての部分と言われればそうかもしれないかもしれませんが、そこを、このふるさと基金の財源を充当されていくというのが、ちょっと不思議に感じます。</p> <p>全体的にそもそも、元々村としてやらなければならない事業であったり、やっけて行っている事業に対して充てられているということなんで、どうもなんか使用されている目的が財政調整基金的な扱いになってきているのかなど。このふるさと基金を当てにした財政運営に見えてしまいます。</p> <p>ですので、考え方的にもう少し、ふるさと基金だからこその事業であったり、ふるさと基金を活用して、新たに取り組む事業ということの考え方を少し変えていかないと、ちょっと財源的考え方としては疑問が残りますが、その辺どうお考えでしょうか。</p>
委員 長	村長
村 長	<p>ふるさと基金の考え方、それは人それぞれあると思います。</p> <p>村の考え方としては、先ほど委員さん申されました部分と、同じ部分もあります、違う部分もあります。</p> <p>基本的な考えといたしまして、ふるさと基金、取りあえず5つの使途ということで、それを指定していただくという形になっております。</p> <p>先ほど委員さんの申された理論でいくと、いわゆるクラウドファンディング型ふるさと納税、そちらのほうで、どういう事業を村が行いたいのでふるさと納税をお願いするという形で行っている自治体もあるところであります。</p> <p>その中で、実際にふるさと基金、これは恒常的財源ではありません。当然ですね。その年、その年で多い少ないございます。その中で、村としてどういう事業を行っていくか、これについては、取りあえず使途を指定いただいている部分については、村としてこういった事業に充てていますという説明責任がある中で、先ほどの甘木・朝倉・三井環境施設組合負担金、これは一般財源を充てなきゃいけないというものではない。村として環境行政をちゃんとしていかなければいけないという中で、これを使う部分について、さまざまなご意見はあると思いますが、村としては間違っていないというふうに判断しております。</p> <p>その中で、今回積み立てて、使っていない部分、使っていないというか、繰り入れてない部分が2億3,000万ほどある。この部分については、やはり将来的に今後日田彦山線の事業、またいろんな事業がございまして。そういった部分に充てていくためにですね、毎年使っていくというよりは、そういった目的のために、今年に限っては繰り入れずに積み上げているというふうに、ご理解をいただきたいというふうに思います。</p>
委員 長	6番 高橋委員
6 番	<p>村長が、そう目的を持って使っていく部分があるというなら、やはり現時点の段階で日田彦山線ということをおっしゃられたけれども、そういった部分をしっかり謳って、そういう項目を作って、選んでもらったところに対して、していくというふうにしていかないと、ちょっとなんか、また筋道が変わってくるのかなと思います。</p> <p>村政一般というオールマイティな項目があるので、何とも言えないんですけども、なんかちょっと疑問に思うのと、もう1点、財源が恒久的なものではないと、村長おっしゃいました。</p> <p>でも、現時点で6,400万、要は、経常的な事業に使われている中で、これがなくなった場合に6,400万は、他の財源を見つけてこなければいけないということですね。</p> <p>そこに対してはどのように考えられているのか。今の財政調整基金等で財政規模</p>

	的に大丈夫なのかどうか、お尋ねいたします。
委員長 村長	<p>村長</p> <p>基金の用途につきましてですね、さまざまなご意見あると思います。 この、今充当している事業に対して、基金がなくなったときにどうするか。 それはもちろん、当然、村の中で一般財源を充てなければならない。その見込みの中で長期的な財政計画、そういったものを組んでいるところで、ふるさと納税につきましては、あんまり言い方は悪いんですけど、プラスアルファの部分という理解の仕方、これもですね、やはり事業として、先ほど申したざっくりとした用途ではなくて、きちんとした村としてのやるべきプロジェクトに対してのPRをする。これも一つの手だと思っております。</p> <p>ただ、村政一般という部分、ここにですね、村というか、ふるさと納税をしていただける。これについては、プロジェクトにくっついてくるのではない。または返礼品に引かれてくるのではない。やはり東峰村を応援していただくということで、そういった用途はいいから、もう村は頑張ってるねという形で、納税していただいているというふうにご理解の中で使っていく。</p> <p>それがですね、用途として一般財源を充当すべきではないかという話は、当然ご指摘としてあると思いますが、村としては、現状こういった事業に用途、充当をしているということで、ご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。</p>
委員長 7番	<p>7番 大蔵委員</p> <p>成果説明書の28ページ、2款1項28目まち・ひと・しごと地方創生、その中の外部検証委員会、3月に行われていると思います。</p> <p>6月の私の一般質問の中で、地方創生についての質問をしました。</p> <p>そのときに、まだ調整中で議会にはまだ報告できないけれども、次の議会までには全協なりの機会を設けて報告させていただきます。という報告を、そのときには答弁いただきました。</p> <p>そもそもこの報告がいつ上がって、そして、議会にはいつ報告があるのか、お聞きします。</p>
委員長	泉係長
総務企画課係長	こちらの委員会に関してですね、まだまとめきれっておりませんので、次回12月までには報告をしたいと考えているところであります。
委員長 7番	<p>7番 大蔵委員</p> <p>そもそも地方創生は、PDCAサイクルの中で進めていかなければならない部分があって、そのチェックの部分ができないうことになればですね、地方創生を先に進めていいのかということもございませう。</p> <p>2年から第2次の地方創生がまた始まっておりますけれども、予定を組んだから、その計画の中で進めるというよりも、やはりチェックをした中で進めていくべきだと思いますが、村長、その辺りどう思いますか。</p>
委員長	村長
村長	<p>外部検証委員会の部分について、ちょっと時間が経っているのは大変申し訳ないと思っております。</p> <p>先ほど委員さん言われるとおり、今回の3月の外部検証委員会、これまでの第1期の総括的、これがほんと災害以降できなかった部分で、本来であれば第1期の検証を行いながら第2期に反映させるという、手続きが十分できないまま第2期を行ってきた実情。</p> <p>第2期の1年目、初年度のですね、3月の外部検証委員会で行っておりますので、</p>

	<p>合わせた部分をきっちり分析をして、第2期の、今2年目ですかね、その中で、次年度以降の方向性について、きっちり具現化していくように、反映できるようにですね、しなければいけないというふうに思っておりますので、ちょっと至急と言いますか、1日も早く、ちょっと日にちを今切るわけにはいきませんが、指示のほうを出したいと思います。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>今の大蔵委員との関連ですけども、私たちの手元にですね、ひと・まち・しごと総合戦略の2015年から2019年、2020年から2024年、立派な冊子を預かっています。</p> <p>それを概略読ませていただきましたけど、今の話によると、最初の2015年から2019年までの総合戦略の外部検証の結果は、まだ一度も出てないということなんですか。</p>
委員長	泉係長
総務企画課係長	<p>1次の事業に関してはですね、検証がある程度終わっております。</p> <p>そちらのですね、まだ報告書としてのまとめがですね、できてないという状況になります。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>1期が終わって、もう2019年に終わっていますよね。もうそれから今2022年で3年目なんですけども、まだ報告ができてないという、理由は何ですか。</p>
委員長	泉係長
総務企画課係長	<p>平成29年の災害でですね、一度止まってしましまして、その後災害対応を優先的にするというので、この検証自体がですね、委員会自体が開けてない状況が続いておりましたので、それをですね、今年3月に最終的に委員会を開きまして、今まとめを行っているという状況です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>災害があったことは間違いない。それはよく分かります。</p> <p>けど、担当、担当はやっぱり違うと思うんですね。</p> <p>ですから、それはそれで、今まで遅れていることは本当に後戻りができませんが、やはりきちんと検証して、初めて次に移れるという、大蔵委員さんと同じ意見なんですけど、そういったところを早急にしていただきたいというふうに思います。</p>
委員長	<p>答弁は要りませんか。</p> <p>2番 樋口委員</p>
2番	<p>簡単な質問です。</p> <p>議員生活初めてですから、聞いてないことがたくさんあると思います。</p> <p>22ページをお願いしたいと思います。</p> <p>22ページ、2款1項1目一般管理費、この中で会計年度任用職員の経費が書いてます。</p> <p>その中で、一般事務2名と一般事務補助5名というふうに、補助が付く人と付かない人が分かれていますけど、これの分けている分け方の理由ですね。</p> <p>それから、その分け方によって、手当が違うのかどうかをお尋ねします。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>これにつきましてはですね、やはりご覧のとおり、一般的な事務と、あくまでも補助的な部分ということで、確かに2段分けております。費用的な面もですね、それぞれに異なっております。</p> <p>そういうふうな募集の段階でですね、しておるところでございます。</p>
委員長	2番 樋口委員

2 番	<p>次、23ページをお願いします。</p> <p>2款1項3目財政管理費の中に、統一的な基準により財務書類作成業務委託、令和2年度決算分ということを書いています、これはもう決算書の作成業務かなど、ちょっと勝手に思っているんですけど、それをどちらに委託しているかをお尋ねしたいんですけど。</p>
委員長	坂本課長補佐
総務企画課長補佐	<p>委員ご質問のとおり、統一的な基準による財務書類の作成ということで、これにつきましては、会計の専門家であります諸井会計というところに、こちらから委託を掛けているところです。平成29年から今年度、令和3年度の決算分までですね、引き続き委託をしているところでございます。</p>
委員長	2番 樋口委員
2 番	<p>次に、同じページ、23ページの2款1項5目財産管理費です。</p> <p>ここに使用料で災害対応公用車リース料5台、それから、公用車リース代4台があります。</p> <p>災害が発生して5年経ちますが、たぶん5年リースかなというふうに思っているんですけど、だいぶ災害復旧も終わってしまいましたので、この台数が将来少なくなるのかということと、公用車リースの4台、これはどんな車かをお尋ねいたします。</p>
委員長	坂本課長補佐
総務企画課長補佐	<p>災害対応の公用車リースと公用車リースと2つありまして、災害、だいぶ落ちてきていますので、災害復旧がだいぶ落ちてきましたら、リース車のほうもですね、随時減らしていきたいというふうに考えております。</p> <p>また、公用車リースにつきましては、乗用型のワゴン、車名でいくとEKスペースという4人乗りの大きなワゴン車を4台リースをしているところでございます。</p> <p>これにつきましては、元々公用車自体がすくうございまして、各課ごとにはですね、渡しておりませんが、2つの課が1台を使うような形でリースをしているところでございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6 番	<p>先ほどの樋口委員の質問に関連するところで、ちょっと戻ります。</p> <p>23ページの2款1項3目の財政管理費の、統一的な基準による財務書類作成業務委託に関してなんですけれども、確認なんですけれども、平成29年から決算もしくは会計に、複式簿記のようなものを取り入れた部分で書類を残さないといけないという部分に関してでよろしいでしょうか。</p>
委員長	坂本課長補佐
総務企画課長補佐	<p>委員おっしゃるとおりですね、財務4表という複式簿記を使ったですね、公会計を国のほうが作りなさいというふうに指示がございまして、平成29年にですね、28年度決算、29年度決算を一括で、その後も令和3年度、今年度もですね、決算分を委託しておりまして、その財務4表を作るための委託でございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6 番	<p>これ、国の統一で、全国すべての自治体がしないといけないところではあるので、自治体によってこの公会計のやり方が全く違うというのを、以前ちょっとこの場だったか、言った覚えがあるんですけども。</p> <p>最終的に、この1カ年ごとに247万何がしの委託料が発生するというもの自体が、ちょっと負担だと思いつつも、この公会計をやった国の意義というのが一つあって、やっぱり自治体の中で複式簿記、今まで複式簿記じゃなくて単式と言いますか、やってきた中で、なかなか資産的な運用のものが見えないという部分もあ</p>

	<p>って、結局この複式を取り入れて、会計部分を企業会計に近づけていこうという部分の意図があったと思うんですけども。</p> <p>おそらく決算分を、これ、丸投げという言い方をしたら悪いですけど、委託して、その後どう使われているのかなという部分があるんですけども、この財務指標が何かに使われているのか、それが監査であったり、何か使われることがあるのかどうか、お尋ねします。</p>
委員長	坂本課長補佐
総務企画課長補佐	<p>まず、監査のほうではですね、まだ財務4表というのはお示しというかですね、それを使うことは今のところはありませんけれども、国の基準と言いますとですね、結局、例えばその人口レベルもしくは土地の面積のレベルとかですね、そういうふうな近い財政力の、比べるためのですね、そういうふうなものでですね、例えばグラフ化をされてあったり、国のほうが使うためのものがほとんどだと思っております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>ということは、この作られてきた書類、財務書類自体は、少ないというか、成果はチェックするでしょうけど、それ以外に役場の業務として使うことはない、ということでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>先ほどのやり取りからですね、統一の基準による決算書類を作らなければいけないという国の義務付けの中から作られているというところについては、説明のとおりでございます。</p> <p>毎年いわゆる財務4表という表を、あと固定資産台帳とかですね、毎年見直したりしております。その結果について集計表を基に諸井会計という委託をしているところから村の財政状況また課題等ですね、レクは受けているところでございます。</p> <p>それを具体的にどういうふうに次年度に生かすかという部分については、その表を基に動かすという部分は、現実としては、今のところはないというところでございます。</p> <p>あとは、国のほうで公表しなさいということで公表しておりますので、ある程度他の、先ほど申しました同類の自治体の中での状況を見ながら分析をし、より良い財政運営を行っていくということについては、活用の仕方があるのかなとは思いますが、そこまではまだ行っていないという状況でございます。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>ページはありません。公有地の財産管理について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>村には公有地、駐車場等も含めていろいろと財産があるわけですが、何年前かは小石原庁舎の駐車場とか、いろんなところの貸出等っております。</p> <p>村民グラウンド、古城原ですね、これずっと今、駐車場みたいに車が止まっています。これについては一般質問か何かのときに、議員から指摘があったと思うんですが、現在この管理はどのようになっていますか。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	こういった駐車場含めまして管理関係は総務企画課のほうで行っております。
委員長	8番 佐々木委員
8番	テニスコートの前の駐車場の件ですが、何か契約か何かはされているんですか。
委員長	総務企画課長
総務企画課長	現在のところそういった契約関係は結んでおりません。
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>総務課長、そういう答弁が出てしまうと、不法占拠になってしまうんですね。村が不法占拠で黙っているということは、これはもう当然あり得ない話ですので、</p>

	<p>言いたいのは、もしそれを使う必要があるんだったら、きちんと何らかの形でやってくださいということです。</p> <p>あまり村のやつを長期に貸し出すというのは好ましいものではありませんのでね。</p> <p>それもまた、前のときに一般質問か何かでも出ている案件ですので、やっぱりそこはきちんと話し合って解決するようにして下さい。以上です。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>すみません。言い方があれでしたけれども。</p> <p>確かにご相談等は受けております。</p> <p>それで、こちらとしてもですね、村内の企業でございますので、そういったところで、今後また協議を進めてまいりたいと思います。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>成果説明書の29ページをお願いします。</p> <p>2款1項29目移住・定住対策事業の中の委託料の空き家等対策計画策定業務委託ということで、運用は今後も総務企画課のほうで行っていくということをお聞きしましたので、お尋ねいたします。</p> <p>計画の中で、僕もようやくこの計画ができて、空き家がどうなのかという部分を見させていただいた中で、空き家が80軒ほど調査であっているということで、今後解決していかないといけない、いろいろ処々問題があると思うんですけども。</p> <p>この計画の中の最後のほうにもあります協議会設置条例、空き家対策等対策協議会設置条例の案みたいなものも載っております。</p> <p>今後この計画を活かして、どのようにこの空き家の対策を打っていくのかどうかについて、この計画を受けて、行政としては今どういう段階にあるのかどうか、まずお尋ねいたします。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>昨年この計画を策定いたしまして、確かに見る限りやっぱり数がですね、かなりな数あるんだなと実感しております。</p> <p>今、移住・定住を考える中で、やはり住むところが少ないというのは当然でありますので、こういった空き家を活用するですね、そういった協議会も設置してですね、進めてまいろうとは考えておりますが、具体的に今、いつからこういった協議会をするというようなスケジュールは、まだ今の段階では組んでおりません。以上でございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>今後も未定ということではありますけれども、協議会を設置する場合は、こういった条例が必要になるのか、この条例を作らないと、また、国の補助金等が得られなかったりするののかも、併せてお尋ねいたします。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>そうですね、これにつきましては、やはり特別措置法というのに基づいて設置するというようなことが必要になるかと思えますし、また、国の事業等をですね、活用する際には、こういった協議会の場できちんと除却なり生かすなり、今後の計画等を協議した上での補助金等を活用していくという形になるかと思えますので、その辺も含めてですね、ちょっと今後また計画を練っていきたいと考えております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>最後に、協議会設置の条例案の1個前に空き家対策、空き家等対策の推進に関する特別措置法、これに基づいてという部分であるんですけども。</p> <p>以前、この特別措置法ができたときに前後で、全国的に空き家対策条例というも</p>

	<p>のが自治体間でかなり広まった時期もあります。その後ちょっと下火になっているのかなと思います。</p> <p>この計画を作る段階で、条例を設置していったほうがいいのか、空き家対策等の、そういった議論があったのか、なかったのか、そういった部分を最後お尋ねいたします。</p>
委員長	村長
村長	<p>ちょうどそのいきさつの頃、自分が総務課におりましたので、内容につきましては、空き家対策、空き家条例とかいろいろ言い方はございます。その中で、村としては平成25年だったか、ちょっと年については申し訳ないですが、空き家に係る部分の要綱ですね、条例までいかないところを作ったところではございました。</p> <p>それについては、一つは、1軒ちょっと危険なところがあるという関係で、どうにかできないかという部分で、条例までは、他の例を見ながらですね、しなくて、要綱の中でやっていこうとしていたところで、そういったものを作った経過はございます。</p> <p>条例については、他の自治体の中では、要綱ではちょっと強制力とか、そういった差し押さえも、あれについては裁判所の許可等が必要になるんですけど、条例で罰則とか、そういった部分をやるというところで、ちょっと強い意味で行政としてはされているところがあった。</p> <p>うちとしても条例として行うかどうかという協議をしているときに、空き家対策特別措置法という、もう上位の法律が制定されて、そちらがほぼほぼ条例以上の権限を持っているということで、他の自治体についても条例制定等については、先ほど委員さん言われるとおりに下火と言いますか、もうそれ以降そういった条例の制定というのは、その自治体としての意思を示すためのもの以外で、ちょっと出されているところはないというふうに理解しておりますので、村としては空き家対策特別措置法の中で、今そういったいろんな課題をですね、解決する取り組みをしているというところでございます。</p>
休憩	
委員長	<p>質疑、まだあるようですね、ここで5分間の換気休憩を取りたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">(10時04分)</p>
再開	
委員長	<p>休憩前に引き続き、再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時09分)</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>23ページをお願いします。</p> <p>2款1項5目財産管理費の庁舎等財産管理費に係る経費、庁舎等と書いていますから宝珠山庁舎、小石原庁舎含めて村が管理する普通財産のことではないかなんと思ってるんですけど、その中の需用費それから役務費、委託料、ここに載っている財産の種類と、大まかでいいです。それから需用費、役務費、委託料の中身、これも大まかでいいですけど、ご回答をお願いします。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>皆様のお手元の決算書のほうをお開きいただけますでしょうか。</p> <p>決算書の27ページでございます。</p> <p>こちらのほうにですね、2款1項5目の需用費、10節になりますけれども、10節の内訳が書いております。</p> <p>消耗品であったり燃料費であったりですね、あとは電気料であったり施設の修繕</p>

	<p>費等がですね、この需用費の内訳になってございます。</p> <p>そして11節の役務費でございますが、これらにつきましてはですね、建物の共済の掛け金であるとか自動車の保険料ということで、建物の掛け金等につきましてはですね、総務企画課のほうの資料の8ページ、こちらのほうに各施設の建物の掛け金等を掲載させていただいております。以上でございます。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	主な施設をもう少し説明していただければと思います。
委員長	村長
村長	<p>先ほど総務企画課長のほうが示しました、この補足の資料の8ページですね、これが大体村で共済保険を掛けている施設ということで、村有施設の一覧、これに入っていないのも少々ございますが、あると思ってください。</p> <p>分かりますか、今日またお配りした分ですけど。</p> <p>その中で、いわゆる消防施設、また指定管理等、他の分類で行う施設、またいずみ館と学校施設、そういったものもこの中に含まれておりますので、そういった分については、それぞれの費目の中で管理をしている。</p> <p>あと指定管理施設においても、先ほど役務費の中で浄化槽とですね、し尿処理等については、指定管理料から別枠という話で、昨年から財産管理費のほうでその費用を支出しているというところで、ご理解いただきたいと思えます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>ちょっと今あった、資料の関連質問なんですけれども。</p> <p>共済の施設一覧があるんですけども、13番の東峰ファームパイプハウス、金額はすごく少ないので言及するのもどうかと思ったんですけども。</p> <p>これは一体何なのでしょうかと、説明の中で、おそらく協力隊の方が以前からされてあって、建ってあるハウスだと思うんですけども。</p> <p>現在作られている品目、物自体は、おそらくライスセンターを運営されている一般社団のものに当たっているのかなと思うんですけども、その兼ね合いは一体どうなっているのでしょうか。お尋ねします。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>確かにこの13番の東峰ファームパイプハウスということで、つづみの里からですね、小石原の左にちょっと行ったビニールハウスがございます。</p> <p>当初ですね、やはり役場のほうが造って、確か県の補助も若干受けたと思うんですけども、そういったことで、今後いろんなですね、施策をするためのビニールハウスとしてですね、造っております、物自体は村のものでございますので、こういった形で共済を掛けさせていただいております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>別の質問をさせていただきます。</p> <p>成果説明書の56ページ、9款1項3目消防施設費の中のG空間地域防災システムについてお尋ねしたいと思います。</p> <p>現状その一般村民としては、なかなかこれの運用状況という部分では、災害時の写真を投稿してみたいな部分の運用しか見えないんですけども、あまり活用が進んでいないのかなと思ったりする部分もあるんですが。</p> <p>防災訓練のときにもおそらく区長さんあたりに、これを災害時に使っていただければという部分もあるんですけども、実際に、今年もそうですけど、なかなか避難をしなければいけない避難指示であったり、レベル3あたりがあつてないので運用することもないかもしれませんけども、行政職員以外の方が試験以外で運用されているケースというのはあるのでしょうか、お尋ねします。</p>

委員長	福島主任主事
総務企画課主任主事	<p>現状で住民の方ですと、訓練のときだったり広報誌だったりですね、QRコードを載せさせていただいて、日常使いにでも災害の際に写真を上げてくださいますというところで利用を促しているところではございますが。</p> <p>実際の災害のときにも、今年住民の方からあつてたかとは、はっきりあれですけど、訓練の際の訓練状況の写真であったり、昨年度にしても雨の際の写真では上がっていたかと思われまます。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>なんか運用方法をもう少し見直していかないと、なかなか使ってて価値があるかなという、思う部分がすごくありまして、金額的に保守点検とクラウドの使用で100万近く使っております。</p> <p>おそらく九大の災害のチームというかですね、からいろいろ三谷先生とかから助言があつて、このG空間作っていったと思うんですけども、ちょっと落ち着いてきた中で、あまり活用方法が見れないのであれば、そろそろ検証を行つて、どうしていくのか考えていかないと、あのときは鳴り物入れでメディアにかなり取り上げられて。こけは活かせるんじゃないかと思つたけど、あんまり身近なものでもなく使用されてないのであれば、そもそももっと違う形を考えていくべきところかなと思つていますが、現時点で区長さん以外、普段使いで使つてもいいですよと言われている部分なければ、何か考えるべきじゃないかなと思つてます。</p> <p>意見として申し上げますが、何か検討される材料は、今ありますでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>G空間の防災システムにつきましては、導入の経緯につきましては、先ほど委員さん申されたとおりでございます。</p> <p>今年度はですね、大きな災害等大雨がなかったということで、活用についてはそれほどされなかったというところは、実際としてございますが、実際の利用としては、投稿してもらつ、いろいろな方が身近な部分をしてもらうという部分で、最初言つてたときも、危ないところは絶対行かないで下さいという話の中で、一つは、ちょっと災害等が起きそうなときに、その情報を見る。そちらのほうですね、受けるというところに重点を本当は置いていたところでございます。</p> <p>活用としては、今年については、防災訓練のときに訓練の状況等を共有、共有するシステムなんですね。共有しました。</p> <p>また、災害警戒本部等を設置して、大雨等が降つた後については、明け方巡回を行うんですね。巡回を行ったときに、やはり被害までいなくてもちょっと水の状況、倒木の状況、そういった部分をその場で写真を撮つて上げることで、通常であれば1回現地を確認して、それから戻つてきて、写真を基に報告をして、それから対策を取る。そういった部分のワンストップまではいきませんが、業務の効率、そつちのほうですね、最初の目的ではあつた。内部的、行政的には、そういった手続きの効率化もできるという部分で導入したものでございます。</p> <p>今回活用について、村としては今後とも活用したいという意向はあるんですけど、最終的には九大のほうで、今、SIPという戦略的イノベーションの事業の中で、一つ国全域ですね、災害関係の支援システムという大きなシステムを作つております。その母体としてG空間も取り込むという話を、ちょっとやっているようでございますので、それが実現するような形になると、G空間がそつちの防災活動の支援のシステムのほうにですね、集約されていくのではないかなというふうには思つておりますが、その関係もありまして、ちょっと内容については、検証する必要は十分ございますが、今のところは活用していこうということで、村としては考えている</p>

	という現状でございます。
委員長 6 番	6 番 高橋委員 <p>継続して運用していくということであれば、1点だけ申し上げたいのが、G空間に入っていくまでがちょっと面倒だという話で。</p> <p>QRコード読んでブックマークで登録しておいてもらえれば、それでいいでしょうと言われればそうなんですけど、日頃使わないんで、あれ、どこやったかなという、もうそこから始まるんですよ。</p> <p>だったらもう少しやりやすいようなやり方をしっかり考えて、運用しやすいようなユーザーインターフェースという、要は最初の入口をですね、整えていただかないと誰も使わないです。</p> <p>やっぱり皆さんLINEで慣れれたり、普段使うものは決まっているんだから、そこに合わせたような運用をされていったほうが、より確実に有用な情報が集まるんじゃないかな、という意見を申し上げておきます。</p> <p>これはぜひ検討していただきたいと思いますし、そんなに金額かかるものでもないですし、知恵を絞って低価格でできるシステムを、ぜひ、折り込みながら考えていただきたいなと思います。答弁は大丈夫です。</p> <p>もう1点、別の質問をさせていただきたいんですけども、配布していただいた資料の、地域協働の村づくり基金に関してです。の岩屋地区活性化計画について、少しお尋ねさせていただきたいと思います。</p> <p>地域協働の村づくり自体が始まって初めてと言いますか、この大きな計画を立てての事業というのがようやく始まったんだなということで、すごくうれしく思っておりますし、ようやくという部分もあるんですけども。</p> <p>計画を見させていただいたら、非常に良くできている計画というか、形を整えられているなどは思うんですが、この計画自体は地域の住民の方、一般の村民の方が立てられたのか、あるいは地区担当職員の方が立てられたのか、あるいはこれ自体は外部の委託みたいな形で立てられたのか、お尋ねします。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	この計画につきましては、あくまでも地元のほうから、こういった計画でということを出して来られてますので、その内部で委託した、しないというのは、ちょっとこちらのほうじゃ分かりかねますけども、地元でしっかり作り込んでこられて提出をされております。
委員長 村 長	村長 <p>地域協働の村づくり事業につきましては、高橋委員さんご存じのとおりだと思いますけど、一度ですね、ございましたが。</p> <p>まず、将来計画というものを作成、それに対して20万円の補助、計画を作った後に、先ほど書かれているような、いわゆるA事業の自主防災以外の事業ですね、が一応上限なしで認められた分ができるということで、今、その計画がなされた上で事業に取り組んでいるところです。</p> <p>この計画の作成にあたっては、村からは計画作成費としての補助金は出していないという事実がございますので、地域の方で作られている。また、地域の中に当然地区担当職員も中心となっておりますので、そういった方々、また、ヤマメ等の栽培については、一応コンサルタントと言いますか、いろんな形で協働している方々がおりましたので、そういった方のお知恵はお借りしているのかなというふうには思っておりますが、その分で委託とかいう部分の予算は、今回の協働の申請の中には入ってなかったということで、地域の方が作ったであろうというところで判断しております。</p>

委員長	6番 高橋委員
6番	<p>結構ここが大事なところで、この岩屋地区のほかに、他の地区が続いていけるかという、大事なことだと思うんですね。</p> <p>要は、これが一つの指標になって、このレベルというのが一旦できてしまうと、これに合わせて計画を立てていかないといけないとなると、かなりどの地区もハードルが上がってしまうんですね。このレベルで持って来いと、言われると。</p> <p>なので、どういった背景があってこれができているのか、というのが非常に重要なんです。</p> <p>岩屋地区に今、災害関係でBRT関連であったり、いろんな事業が展開されている中で、これが出て来ましたよというのであれば、それはそれで納得ができるんですけども、これがポンとこのレベルで持って来られると、ちょっと難しいなど。岩屋地区だけで、この運用自体があと続かないんじゃないかなと思ってしまいますけれども。</p> <p>分かっている範囲でぜひ、ご回答を、明日でもいいんですけど、ちょっと教えていただきたいなど。</p> <p>これが、例えば地区担当職員が結構事務方の中心で、要は、運用していくので、例えば外部の有識者の力を借りたとか、そういった展開があれば、それこそ一般質問で同僚議員がお聞きになった地区担当職員の動きというふうな形とも繋がってくると思うんですけども。</p> <p>これが突発的過ぎると、ちょっといかんせんこの岩屋地区で何があったのかなという、はてなだけが残って、この計画も、じゃあ、その後どうしていくのかなという部分が、逆に、地域の人たちだけがそれがちゃんと運用していけるのか、また疑問に思ってしまうので、ぜひ、今後他の地域も続いていけるふうな形というのをしっかり分かるためにも、ぜひ、ちょっとその辺は行政として把握をしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>そうですね、岩屋地区のこういった作成された方に、その内容をお伺いしまして、また総括等の中でですね、お答えできればと思っております。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>成果書の56ページをお願いします。それから、決算書では65ページですね。</p> <p>成果書56ページの9款1項3目消防施設費の中で、東峰村水防施設整備基本計画作成業務委託110万円、その下に砥石渡水防倉庫設計監理業務71万5千円、それから、その2段下に砥石渡水防倉庫建設工事費1,120万9千円、これと決算書を比べると、決算書の12節委託料の中に砥石渡防災倉庫設計監理委託料に181万5千円とあります。成果書の中では整備基本計画作成業務と倉庫設計監理業務、この合計が181万5千円になるような感じがするんですね。ここ辺を、まず、どんなふうになっているのかを説明していただきたい。</p> <p>もし、そして基本計画作成委託と設計監理委託が同じ業者なのか、そこ辺も併せてお願いします。</p> <p>それから、砥石渡水防倉庫、この場所と建設面積、坪数、それも併せてお尋ねします。</p>
委員長	福島主任主事
総務企画課主任主事	<p>まず、成果書の2つ合わせた分と決算書の181万5千円、181万5千円にこの2つが合わせたもので間違いありません。この2つの委託業者は、別の業者となっております。</p> <p>砥石渡のところの水防倉庫の建築面積、こちらが54㎡となっております。以上</p>

	<p>です。</p> <p>建設場所につきましてですが、砥石渡橋の役場側の埋立地のところに建設しております。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>それは、テトラポットみたいなのを置いて、田んぼを埋め上げて、工事用の車両なんかが残土の処理とか、そういうところにあるところですかね。確認ですけど。最近倉庫みたいなのができてるな、とは思っていたんですけど。</p>
委員長	福島主任主事
総務企画課主任主事	樋口委員のおっしゃる場所で間違いありません。以上です。
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、54㎡と言われましたので、そんなに大きな建坪ではないと思います。見かけもそんなに大きくないんですけども。</p> <p>水防倉庫ということで、中を見てないから分かりませんが、何か特殊な設備とかがあるのか、ないのか。</p> <p>見るからにちょっと、あの規模から言えば1,120万9千円というのは、素人考えでは、非常に高額だなというふうに思っているわけですけどですね。なんかあの中に特殊な設備か何かがあるのかをお尋ねしたいと思います。</p> <p>それから、適正な価格であるかどうかもお尋ねいたします。</p>
委員長	福島主任主事
総務企画課主任主事	<p>現段階で、中に特殊な設備はございません。</p> <p>現状等に入っているものとしては、スコップだったり土のう袋だったり給水タンクだったり、ナガノ倉庫に置いてあった一部を動かして置いている状態で、今後必要に応じてですね、中にいろいろ収納はしていきたいとは考えております。</p> <p>金額にあたりましては、現在、コロナによって材料費とかの高騰もありまして、価格的には適正だったと、こちらでは考えております。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>同じところですが、先ほどのこの倉庫の設計は、上の水防施設整備基本計画があって、そういう水防倉庫を造ろうというふうなプランになったんですか、お尋ねします。</p>
委員長	福島主任主事
総務企画課主任主事	委員のおっしゃられるとおり、水防基本計画を作成した後に水防倉庫の建設にしております。以上です。
委員長	ないようですから、これで質疑を終了し、住民福祉課に移ります。
休憩	
委員長	<p>10時45分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時33分)</p>
再開	
委員長	<p>休憩前に引き続き、住民福祉課の質疑を行いたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">(10時45分)</p>
委員長	<p>所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。</p> <p>住民福祉課の質疑はありませんか。</p> <p>6番 高橋委員</p>
6番	<p>成果説明書の12ページをお願いいたします。</p> <p>歳入、6款1項地方特例交付金についてです。配布補足資料の1ページ目に関する</p>

	<p>る部分です。</p> <p>この地方特例交付金自体が新型コロナウイルス感染症対策固定資産税減収補填という形のものだと聞いておりますが。</p> <p>要は、令和4年度についても同様の交付が見込まれているという対応、今後の対応についてのところをお尋ねしたいんですけども。</p> <p>今年の初めのほうに、確か固定資産税台帳を提出して徴収ということでされていく中で、この交付金がある前提であれば、おそらくこの固定資産税の減免措置というのも一緒に付いてくるのかなと思ったんですが、行われていないはずなんですよ。</p> <p>それ、対応としては、交付金は来るけども、そういう減免措置は行わないという村の対応なんですか。お尋ねします。</p>
委員長	古賀係長
住民福祉課係長	<p>議員お尋ねの件につきましてですね、県のほうの担当でございます行財政支援課というところがございまして、そちらのほうに今年度の取り組みについて確認させていただいているところでございます。</p> <p>村についてもですね、状況等についての報告は行っておるところですが、昨年同様の取り扱いになるかというところが、ちょっと不明であるというふうに回答はいただいております。</p> <p>だもんで、全く実施されるにしても、全く去年と同様かどうかというところが、ちょっとまだ不明な状況です。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>村の固定資産税に関する部分の減免措置はしないのか、という話のお尋ねなんですけれども。</p> <p>それが県にお伺いを立てないと減免措置を施行できないものなのか。</p> <p>じゃなくて、令和3年度に関しては、要は、この特例交付金がある部分もあったので、固定資産税の減免措置というのを、事業者分であったり、そういった部分で行われてきたと思うんですけども、なぜ、年度が変わってしまうと、その仕組みが全く変わってしまうのか、もう一度お尋ねします。</p>
委員長	古賀係長
住民福祉課係長	今の件につきましてですが、地方特例交付金の交付が確定すれば、これは減免のほうも行っていくのかなというところではあります。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>あまり令和4年度に踏み込んだ質問をすべきではないとは思いますが。</p> <p>そうなるならば、結局はその段階で、もう一度支払った固定資産税に関して還付があるというふうな形で、考えていいんでしょうか。</p>
委員長	古賀係長
住民福祉課係長	そのような流れになってくるのではないかなというふうに、我々も考えておる次第です。以上です。
委員長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>歳入の部分、もう一度行きます。</p> <p>成果説明書の10ページ、これも固定資産税の部分に関してです。</p> <p>1款2項固定資産税、不納欠損についてです。少し合同常任委員会の際にもお尋ねした経緯がございます。</p> <p>ちょっと今後の対応について、お伺いをしていきたいなど。</p> <p>原因となっている部分が、要は、相続の登記に関する部分だとは思いますが。</p> <p>結局、それがたぶんもう解決していく見込みがない場合に、どういった措置がで</p>

	きるのか、どういった対応があるのか、村としてどうしていくのか、お尋ねします。
委員 長	住民福祉課長
住民福祉課長	固定資産税の不納欠損額につきまして、すべてがですね、相続登記によるものかどうかという詳細が、今、ここに詳しい資料がなく、ここで正確にお答えすることができません。 それで、ちょっと詳細またお調べして、後ほど報告ということにしたいと思えます。
委員 長	高橋委員、それでいいですか。 住民福祉課長
住民福祉課長	明日までにお調べして、ご回答したいと思います。
委員 長	7番 大蔵委員
7 番	成果説明書36ページ、3款1項8目、保健福祉センターいずみ館ですね。 これ住民の方から言われたんですが、コロナで使う方がですね、随分減ったということでございます。 今見ると、夜遅くまで電気がついて、いるのは職員の方だけだと。光熱費等々考えれば、そんなに無駄に長く開ける必要はないんじゃないかなろうかと。 そういった感じで、営業時間の見直し等々は考えられないのか、お聞きします。
委員 長	住民福祉課長
住民福祉課長	委員さんご指摘のとおりですね、やはり夜9時頃の時間までとなりますと、もう既にお帰りになっているお客さんがほとんどかとは思いますが、コロナ禍だからこそ、あまり時間を短縮してしまうとですね、その時間に集中したりとか、そういった危険もありますので、全体の人数が少ないからと言って時間を短縮してしまうことが、必ずしも必要な措置だとは言えない部分もあるかと思えますので、今後必要に応じて営業時間の見直し等は、また協議を進めていくことになるかと思えます。
委員 長	7番 大蔵委員
7 番	混む時間、確かにあるのかもしれませんが、ただ、短くして、それが混むのかというのは、また違うと思いますのでですね、その辺りもいろいろ職員の方と確認していただいて、無意味に夜遅くまで開けて、光熱費がかかるのは無駄だと思いますので、その辺りを確認して、また、ベストな方向を見つけていただきたいと思います。よろしくお願ひします。答弁はいいです。
委員 長	6番 高橋委員
6 番	今の質問の関連なんですけれども、いずみ館の入浴の部分に関するところなんですけれども。 この利用者数の中でも、村外の大人の方が結構多くある部分で、キャンプ場の利用者が増えているということで、利用収入を得ることについては、すごく好ましいことではあるんですけれども、やはりそれに伴う部分のデメリットと言いますか、やはり集中してその時間帯にどどと来られて、やっぱりその村内でいつも利用されている方がすごく利用しにくかったりする部分が発生しているということ。 あと、そのキャンプ場の利用された方々の後を使うと、もうぐちゃぐちゃになっているという話をよく聞きます。 その辺何か対応というのは考えられているのかということ、時間帯を分けるとまでいくのはどうかと思うんですけれども、何か善処する策を考えていかないと、逆に村内の人が利用しないようないずみ館になってしまっは本末転倒だなという、元々の趣旨は保健福祉センターなので、ちょっとその辺の今の現状の把握しているものと対策について、お伺ひいたします。
委員 長	住民福祉課長

住民福祉課長	<p>いずみ館につきましては、おっしゃるとおり保健福祉センターということでございますので、営業もあるんですけれども、村民の方が福利厚生だったり健康増進のためにご利用いただくということが一番にあるかと思っておりますので、おっしゃるとおり村外から来られた方がきちんとしたマナーを守ってご利用されないとか、村内の方が利用しにくい状況にあるというようなことはですね、ないようにしていくべきだと考えております。</p> <p>昨今の職員の方から、そういったご利用状況などを聞くと、以前やっぱりかなり集中して時間を制限したりとかしたときは、集中して時間を5時とか6時とかに、かなり人が集中して困ったこともあるんですけど、上手に皆さん入れ代わり立ち代わり村外の方については、キャンプ場のご利用者さんについては、時間を少しずつ集中しないように気を付けて来ているような状況はあるように、職員の方からは報告を受けております。</p> <p>ただ、私も詳細の、何時から何時ごろかなり混んで、実際困った状況が本当にないかどうかという詳しい内容については、私の目でしっかり確かめておりませんので、そこを踏まえながら時間帯の工夫とか、あとマナーを守っていただくという部分につきましては、入館規定等もございますので、原則はそこに従っていただくんですけども、そこに外れるようなことがあったら、きちんと注意をして、正しいマナーの下にご利用いただくということを、今後も入館者の方については、働きかけていきたいと考えているところでございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>ぜひ、いろいろ施設としての対策を考えていただきたいのととも、大体来ているところ、どういう宿泊施設に来ていたりというのも分かっているところで、基本村の施設になる部分なので、宿泊施設との連携ですね。</p> <p>やっぱりこういう施設なのでって言うてもらうのは、もう言うてくださいと、どんどん活用してくださいという部分と、やっぱり利用方法であったりする部分を、行く前にやはりこういうアナウンスとかですね、そういった部分をしていけば、ダブルですね、心構えを持って行っていただけたらと思うので、そこはぜひ、村の施設同士の連携というのを図っていただきたいなと思います。</p> <p>もう1点、その入浴に関してなんですけど、今後おそらくまたキャンプブームもありまして、利用者も増えると思います。</p> <p>一時ちょっと問題というか話には結構挙がった、入れ墨等に関する部分というのが、結構村の中でもなった部分もありますが、現状として保健福祉センターのそういう決まりですね、は一体どうなっているのか、まずお尋ねいたします。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	入れ墨のある方につきましてはご利用をお断りしていて、それも張り紙にも貼って、実際それを確認した折には、ご利用をお断りさせていただいております。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>それが分かりやすい場所に掲示をされているかどうか、ぜひ、また確認が必要かなと思いますので、ぜひ、私は知りませんでしたよと言われないような対応というのと、あと、先ほど言った今後キャンプ場の方の利用まだ増える可能性もありますし、さらにはインバウンドで、海外の方が来られたときの対応についても、一つお尋ねしておきたいですが、タトゥーだと言われた場合にも無理なのか、入れ墨じゃない、タトゥーなんだと。</p> <p>それでも駄目ですよというものなのか。日本人の方でも、これはタトゥーですよと言われた場合に、どう対応するのか。</p> <p>ちょっと今、お答えしにくい部分があったら、また明日でも大丈夫ですので、ちょ</p>

	つとご検討をいただきたいなと思います。
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	タトゥーと入れ墨の区別とかですね、そこも含めて確認をしまして、明日までに回答をさせていただきたいと思います。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>43ページ、お願いいたします。成果説明書ですね。</p> <p>4款1項8目母子保健事業費に関してです。乳幼児健診に関してお尋ねします。</p> <p>以前にも少しお尋ねしたんですけども、乳幼児健診の中で、要は、目、視力等に関する検査項目があるかだと思います。</p> <p>今、視力、保護者の目線からしても、これで視力というかですね、何か目に異常があるかどうかのチェックができるのかって、すごく疑問になるようなチェック項目があって、何かと言いますと、こういうにわかせんべいみたいなマスクに、片方だけ穴を空けて、それでどう見えるかというのを、親がですね、事前に家でチェックをするんですけど、それで果たして分かるのかどうかというのがですね、非常に疑問なんです。</p> <p>今までそれで何か問題があっているというわけでもないんですけども、以前にも申しました、要は、機械での測定が簡単にできるものがあるというのをお伝えしていると思いますが、その後そういった検討というのは行われているのかどうか、お尋ねいたします。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>以前から幼児の視力検査、3歳児の行う視力検査につきましては、委員さんからご指摘はいただいて、情報提供などもいただきました。</p> <p>それで近隣の市町村等の状況等も見まして、今年度からですね、試行的に医療機関のほうに委託をしまして、3歳児健診の折の視力検査の機械ですね、を取り入れている小児科さんをお願いしまして、検査を開始しているところでございます。</p> <p>検査の機械そのものが100万を超える高額なものでございますので、それを村でいきなり買うということは、年間出生数が10人超えるか超えないかの状況の中、買うということが果たして適切なかということ、それから、後のメンテナンスなども考えまして、今のところ医療機関のほうに委託をして、1件当たりの単価を決めて、実施を今年度開始してみているところでございます。</p> <p>方法につきましては、今年度中に実績を踏まえて、来年度以降どのように取り組んでいくのか、ということを検討していきたいと考えているところでございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>導入を検討していただいて、非常に安心する部分はあるかなと思います。購入する必要は、たぶん僕も全くないと思いますので、それが受けやすい体制をですね、しっかりと作っていただきたいなと思うのと、もう1点、その母子保健事業費の中に関する部分で、妊婦一般健診委託料に関する部分がちょっと分からないんですけども。</p> <p>妊娠が分かった際に、出産までの間、要は、健診の無料チケットが渡されるかと思っています。基本的に要は、それを使いきっているのか、あるいはちょっとした偶発的なことで枚数が足りなくなったりするケースが出ているかどうか、その辺の把握はされているか、お尋ねいたします。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	妊婦一般健康診査につきましては、14回分の健診に対して自治体から補助をするものでございます。通常ですね、この14回分のチケットを使いきることは少ないです。

	<p>ただ、双子さんとかですね、ちょっとやっぱりリスクが高い方に関しては、やはり健診回数も通常より多くご利用になることもありまして、健診の補助券が足りないという意見がございましたので、その辺に関しましては、追加での補助を今年度から実施を、そういったリスク等の限られた方に関しましてですね、追加補助の実施を始めているところでございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>ハイリスクの出産に関しては、ぜひ、そうしていただきたいのと、自分自身の場合も織り交ぜた形でいろんな話も聞くと、やっぱり予定日を過ぎての出産も結構ケース的にあるかと思います。特に初産と言いますか、1人目の場合とかは、やはり予定どおりよりかは予定より遅れた場合、やはりそれに合わせて検査回数が増えていくんですよね。</p> <p>ある程度のときになったら緊急的な形で出産というのが行われていく形なんですけれども、そういったケースも含めて、一度どういった使用回数になっているのかというのを、ぜひ、把握をしておいていただきたいなど。それに対する対応というの、ぜひ、ご検討いただきたいなと思います。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>正確な数につきましては、詳しく分析ができていませんが、私の把握している範囲で今お答えしました。再度数値について正確なものを計算いたしまして、その上で、予定日過ぎての出産と、それから足りなくなっている方が本当にいないのかということも再度把握して、追加の健診等の検討をしたいと思っております。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>成果説明書の35ページ、3款1項2目国民年金事務費、全く0というようなことですね、今回決算にはなっとるんですが、この主要施策の名称及び成果というところ書いている、この事業ですね、これちょっとですね、理解できない点があるんですよ。</p> <p>この事務費は、どういう形での支出がなされるのか、元々どういう手続きの事務費なのかというのを、まず説明をお願いしたいんですが。</p>
委員長	金光係長
住民福祉課係長	<p>支出に関してですね、旅費を1万5千円、需用費1万円等を組ませてもらっているんですけど、コロナ禍でですね、リモートで、その出張分が、役場内でありましたので、この旅費に関しての支出等がなかったため、0円ということになっております。</p> <p>あとですね、住民の方から申請があった分に関してですね、南福岡年金事務所のほうに進達をしているんですけど、そういった受け付けはしております、この分に関しては、通常の役場内の郵便ということで送っておりますので、国民年金事務費としては、支出は0でございました。以上です。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>事務費、出張等の経費が、ただ、この事務費という形で今説明を受けたんですが、出張がなかったら、これは何もしないと。</p> <p>特にですね、これ、下側に書いてある未加入者の啓発といったようなものがあるんですよ。そうすれば、そういうものやっていないという形になるんですか。ただただ、その費用だけがなかったら、もう0ですよ。</p> <p>じゃあ、何もやってないじゃないですかという形にもなってくるんですが、その辺りのところは、どう捉えたらいいんですか。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>そちらに書かれている未加入者の啓発や免除申請の手続き等につきましては、こ</p>

	<p>れに関連するパンフレット等がですね、年金事務所等からいただいたりします。そういったものを活用させていただいて、啓発等には当たらせていただいています。</p> <p>ただ、村独自で何か作成するとか、そういったところまでには至っておりませんので、この事務費ということで発生はしていない状況でございます。</p>
委員 長	10番 伊藤委員
10番	<p>そうしたらですよ、ここの内容に書いてあることが、全く違うということになってくりやせんですか。</p> <p>実質じゃあ、啓発はやります。啓発のね、行動はやっていませんという形になっていきますよ、0やったら。</p> <p>だから、啓発って、資料については、それは貰いましたと。ただ、こういう対象者がね、0なら分かりますが、これ、対象者はいるんじゃないんですか。啓発をしなきゃいけない対象者等は。</p> <p>おられるなら、それをやったという実績の中でね、事務費が出てきたりなんなりするんじゃないかと思うんですよ。ここに、わざわざそういう説明の中にも書いてあるんですから。それで、ただ0と、使いませんでしたという話とは、少し違うんじゃないかと。やはり予算も組んで、2万6千円等組んでね、やられる。</p> <p>じゃあ、事業やらんやったつかという形になってきますから、そののところがちょっと確認をしているところなんです。</p>
委員 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>こちらに未加入者の啓発のことまで記載してしまったので、誤解を生むような形になってしまったかと思います。</p> <p>ここに計上しているのは、旅費等のみになりますので、こういった形で記載をする、記載の仕方をちょっと変更していきたいと考えております。</p> <p>活動自体は、啓発等はやっておりますが、ここに書くべきこと、誤解を生むようなことになってしまったので、その書き方をもう一度検討して、来年度から見直したいと思っております。</p>
委員 長	6番 高橋委員
6番	<p>成果説明書の39ページ、3款3項4目在宅老人福祉費の在宅老人福祉事業の紙おむつ現物支給についてです。</p> <p>以前は村内に薬局店がありましたので、そういったところからの紙おむつの提供というか、というのがあったと思いますが、薬局屋さんのほうが開じられてしまって、その後、現状を含めて、どういった形で紙おむつの供給を受けているのか。村内なのか、村外なのか、含めてお尋ねいたします。</p>
委員 長	金光係長
住民福祉課係長	<p>村内か村外かということでございまして、今現在はですね、村外のうきは市吉井のほうの、かがし屋というところに委託しております。以上です。</p>
委員 長	6番 高橋委員
6番	<p>村内でそういった事業というか、紙おむつを扱えるところがないかというのは調査されて、そこに委託というかですね、を受けているかどうか、お尋ねします。</p>
委員 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>薬局の方が事業を辞められて、その事業自体をされていなかったこともありまして、詳しくそういった他に村内にいらっしゃらないのか、という調査までは至っておりませんでした。</p> <p>ただ、介護用品の関係で、かがし屋さんとの条件というか、配布とか一緒にしていただく等の条件が村と合致しまして、今現在までお願いしているような状況でございます。</p>

委員長	7番 大蔵委員
7番	<p>成果説明書40ページ、3款3項6目、喜楽来館のことなのですが、当初予算で空調機更新、エアコン5台、275万上がっていたと思います。</p> <p>更新の必要があるから当初予算で上がったと思いますけれども、この決算書を見ると、どこにも載っていないような気がします、更新はされていないのか、お聞きします。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>当初予算にはですね、4台ほどエアコンの更新工事を予定させていただいておりましたが、1台のみはどうか年度内に行うことができましたが、エアコン自体が入って来ない状況にございまして、年度内を間に合わせるができずに、4年度のほうに改めて組ませていただきました。繰り越しをさせていただきました。</p>
委員長	7番 大蔵委員
7番	<p>5台のうち1台しか更新できなかったということは、他の4台はだましましでもちゃんと動いたのかどうかですね、その辺り大丈夫だったんですかね。お聞きします。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>元々2カ年ほどかけての計画ではございましたので、全く動かないということではなかったです。</p> <p>それとストーブ等も全く使えない部屋ももちろんございましたので、石油ストーブ等も併せて活用しながら、しのいだ面ももちろんございました。</p>
委員長	7番 大蔵委員
7番	<p>これ昨年度ですので、もう今年度になりましたよね。</p> <p>じゅあ、今年の夏は更新ができたのか、お聞きします。</p>
委員長	梶原課長補佐
住民福祉課長補佐	<p>喜楽来館のエアコンの工事でございますが、5台のうち今年4台ですね、夏前に更新をすべて終わらせてございます。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>ページで言えば、成果表の43ページの4款1項9目の健康増進事業について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>何年か前から人間ドックの関係が、チラシ等では出ておりますが、この中では、まず実績がないということで、見ていいのかどうか1点と、人間ドックのご案内要項ですね、これは指定年齢も何もなく、ただ、どここの病院等であっています。行ってくださいというふうな内容だったのかどうか、その辺を確認したいと思います。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>人間ドックとして実施をしておりますのが、この健康増進事業とは異なりまして、国民健康保険事業の中で人間ドックとして実施をしている中の、特定健康診査の部分のデータのみを医療機関から情報提供受けるという事業内容でございます。</p> <p>そのことで受診者としてカウントができることとなります。そのことでよろしいですか、すみません。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>この人間ドックが住民福祉のほうの中の国民健康保険でも、どこでもそれは構いはしないんです。やはり村民の健康で、人間ドックをしてほしいというのは、私も常々言った中で、やっと実現したかなという思いがあったんですが、やっぱり利用の度合いというか、利用しやすいのか、しにくいのかということなんです。</p> <p>これは、国民健康保険加入者、全部今590数名いらっしゃる中での人間ドックのご案内でしょうけど、一般的な企業とかあれは指定年齢を先にやるんですね、例</p>

	<p>えば40歳とか45歳とか。</p> <p>だから、不特定多数でそんなふうなご案内じゃなくて、指定年齢を作りながら村民に一番大事な年齢、40か45か分かりませんが、そういうときにやっぱり人間ドックに行ってもらって、自分の健康をきちんと確かめてもらうというのが大事じゃないかなと思って、人間ドック、人間ドックって言っとったんですが。</p> <p>数年前からチラシは病院でどうぞと、そういうふうなご案内。助成があったのか、でも結構高額な助成。助成というのは、なんというか補助の問題ですが。</p> <p>だから、この人間ドックの関係を、少しはどういうふうなやり方がいいのか検討してほしいなど。令和3年度の決算が終わった中で、というふうな思いで、これは、私の意見です。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>佐々木委員さんがおっしゃっておられる人間ドックの内容と、こちらが考えた内容とが必ずしも一致していない状況もあったかと思えます。</p> <p>今回の決算と実績等を踏まえて、どういうやり方が良いのかというか、村の方のためになっていくのかということ、再度見直し、それから、国の情勢等、検診のあり方なども踏まえて、来年度に向けて健診内容の検討を再度行っていきたいと思います。</p>
委員長	4番 高倉委員
4番	<p>成果説明書の36、保健福祉センター管理費の中の送迎バス運転委託の中で190万ぐらい上がっておりますが、このいずみ館の送迎バスの運行状況と、それから、これに乗るためには条件があるのかということをお教えください。</p>
委員長	4番 高倉委員
4番	<p>送迎に、迎えに行って、送って行くとか、そういう運行状況です。1日に何回、どこ方面を送迎しているか。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>全体で、朝巡回バスでいずみ館に来られる方、そして夕方に戻られると、合計で2往復ということになります。</p> <p>条件としましては、いずみ館をご利用していただく方ということになっておりまして、特に年齢等は定めておりません。年齢とか運転免許とかいうのは定めておりません。</p>
委員長	4番 高倉委員
4番	<p>実を言いますと、小石原方面のいずみ館のバスをよく見るんですけども、全くの空で、非常にもったいないと思うことがしばしばあります。</p> <p>そうなりますと、買い物難民のことが始まったときから、随分の移動スーパーとかつづみの里の東峰百貨店とか、いろいろ便利な状況をつくるようにということになってはいますが、もしいずみ館を利用した人が、小石原方面に向けて上る車に乗って、東峰百貨店でお買い物をして、そして、また帰るときにらせてもらってというようなことができるんですか。ちょっとすみません。お尋ねです。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>あくまでも今現在の規定では、いずみ館の巡回バスということで、いずみ館に来てお帰りになるためのご利用でしか、ご利用いただくことができないことになっております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>成果説明書の22ページをお願いします。</p> <p>2款1項1目一般管理費の会計年度任用職員の部分について、お尋ねします。</p> <p>包括支援センター2名ということでありまして。包括支援センターの運営に関する</p>

	<p>部分にもなりますが、会計年度任用職員での運用と言いますか、その前は臨時じゃなくて嘱託という形で始まり、今、会計年度ということでされていますけれども、ほぼ、この包括支援センター自体がなくなることもないですし、やはり基幹的業務を扱う部分において、会計年度任用職員であるがためにちょっと厳しいこととか、制限があったりすることというのはないのでしょうか。</p> <p>一般職じゃなくて会計年度であること。というところで、ちょっとお尋ねいたします。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>今現在、包括支援センターの職員として2名の会計年度職員さんをお願いしているところでございますが、必要な社会福祉士の方と、あとケアプランを作成するケアプランナーの看護師さんと2名ですね、お願いはしております。</p> <p>きちっと時間内の職務を行っていただくことはできておりますが、やはり例えば時間外に相談があったりとか、そうすると、勤務時間が過ぎていて対応できなかったりとか、そういったことでの対応できない部分とかがあったりすることはありました。そういったことでございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>この場で、すぐどうかという、検討するお答えはたぶん出ないと思うんですけども、基幹的業務になりますので、やはり継続した人材育成が必要になってくる場なのかなど。</p> <p>この4月からケアプランを扱う方が変わられました。やはりその方がまたいつまで続けていただくかという、これは会計年度任用職員なので、どこかでじゃあ、終わりましたとなると、またそこから育成が始まってという、結構計画の目途がつかないものになってきております。</p> <p>始まった当初は、これがどう運用されるか分からないところで、嘱託という部分が充てられた経緯もあったかと思いますが、ほぼ、これがなくなることもないですし、一般職の対応というかですね、その正規職員というかですね、そういった部分で育成していかないと、なかなかその制度もどんどん変わる、良い人材も入れていかないといけないという、この2つをしていくのに会計年度任用職員が本当に大丈夫かなと、ちょっと感じる部分があって質問しました。</p> <p>回答は出ないと思います。ぜひ、検討というのが、今されているのかどうかという部分で、今後の対応を含めて、最後お尋ねします。</p>
委員長	村長
村長	<p>ちょっと人事関係にはなりますが。</p> <p>現在、包括支援センター、住民福祉課のほうで兼務という形ではございますが、正職の方がセンター長と、あと保健師がですね、携わる。それと社会福祉士さんとプランナーさんと、チームとしてやっているというところで行っている分でございます。</p> <p>先ほど委員さん申されました分については、いろんなあれがあって即答とか、そういった分はできませんが、今後正職という話については、現状ではですね、話としては上がっていないという状況でございます。</p> <p>課題意識、また少ない職員でございますので、異動のない職場でもございますので、そういった部分も含めて、今後対応については、十分検討させていただきたいと思っております。</p>
委員長	ないようですから、これをもちまして質疑を終了いたします。
休憩	
委員長	引き続き、特別会計のほうに移りたいと思いますが、時間が長くなっておりますので、40分まで換気休憩したいと思います。

	(11時35分)
再開 委員長	休憩前に引き続き、質疑を行います。
	(11時40分)
委員長	認定第3号「令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について」、質疑を行います。 質疑はありませんか。 8番 佐々木委員
8番	<p>ページはありません。税の関係について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>今度の監査意見書、国民健康保険事業のところで、税率の改正も避けては通れないということが毎回、毎回監査意見書のほうでは、今年だけでなく去年も前の年もずっと書かれています。</p> <p>やはり決算のときに私も、よくこの国民健康保険のときは言うんですが、やっぱり国民健康保険税の改正があったときに、東峰村の住民の方は非常に高額な保険料と言いますか、税を払うことになりやしないかと。</p> <p>前ありましたように、60市町村のうち東峰村の保険料の関係は、下から6番目ぐらいの保険料かなということであってありました。</p> <p>今、税の関係、県のほうに移管しておりますので、万が一県のほうから調整があったりとか、いろいろあったときに、真ん中というと30番目ですから、二十数段階も上にあがるのかなと、いうふうな心配をしているわけですね。</p> <p>前も国民保険審議委員会の中でも、この保険税の税率改正の話があったんですね。</p> <p>そのときは、議会とすれば、その問題については、上げないほうが良いということ、上げるあれにはならなかったんですが、やはり後期高齢者も含めて、非常に東峰村の住民の健康保険に対する税率は高いと。</p> <p>ただ、今、国民健康保険だけは低くなっていますが、後期高齢者はもうAランクですから非常に高いと、そういうもの等々を含めて税率の関係ですね。</p> <p>だから、まだ決算委員会るときでは、県のほうもそこまではないということでしたが、やはり言葉は悪いですが、泥棒を見て縄を縛うような税の関係をやってしまうと、非常に住民が苦しむというふうな気持ちがありますので、この国民健康保険税について、県のほうを含めて、今の現在の考え方はどのようになっているのか、担当の方にお尋ねしたいと思います。</p>
委員長	井手係長
住民福祉課係長	<p>国民健康保険税に関することなんですけれども、県が今現在、標準負担税額ということで、毎年納付金を納めるための税額が、これぐらいですよという率を毎年提示されます。</p> <p>本来であれば、その標準負担税額に近いような税額を、本来であれば提示、決めていかなければならないんですけれども、財政状況等を踏まえ、今現在コロナ禍ですので、今税率を上げるのはいかななものかというところで、ここ何年かそのままの税率で、税率改定はせずに今のところ済んでおります。</p> <p>ここ何年かは赤字ということで、赤字の法定外繰入れというのはいしておりません。</p> <p>そういったところも踏まえまして、今のところ税率は改定しておりません。</p> <p>しかしながら、今回資料でお配りしておりますけれども、9ページ、10ページ、11ページということで、今、令和3年度なんですけれども、東峰村がどれぐらいの税率なのか、というところでお示しをさせていただいております。</p> <p>あまり東峰村の税率は、そんなに高いところではないのかなというふうには思っております。</p>

	<p>しかしながら、医療費は、今現在高医療ということで、1人当たりの医療費は、低いほうではないというふうに把握しております。</p> <p>そのため、今現在の納付金を算定する際の率なんですけれども、今が医療費水準の格差をそのまま反映させて納付金が計算されております。ですので、東峰村は1人当たりの納付金というのは、結構高いところに推移しております、その代わり令和5年度までは医療費水準の格差をそのまま反映させたままで、若干の市町村のプラスアルファを猶予を貰いながら納付金を納めている段階です。</p> <p>しかしながら、今、福岡県の国民健康保険の運営方針としては、プラスアルファというのは、アルファは0にしましょうと。いわゆる医療費指数を反映させないような形にするのが、最終的な目標であろうというふうに、今協議をされています。</p> <p>ですので、今のところは医療費指数が反映されていますけれども、しばらくは、令和11年までは医療費指数を反映させたような形で納付金の算定をしなければなりませんので、税の改正の見直しというのは視野に入れながら、検討していかなければならないというふうに思っています。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>少し関連するのかもしれないですけれども、成果説明書の73ページの6款1項1目保険給付費等交付金の特別交付金に関して、合同常任委員会の際にも資料の提出ということでお願いいたしました、特別交付金についてです。</p> <p>ちょっと今の話のプラスアルファというのが、この特別交付金に当たるのかどうかというのが、まず1点ですね。</p> <p>この特別交付金で説明にもありますし、この説明でも書いてあるんですけれども、特定健診の受診率や保険税の収納率などの保険者の努力義務等々ですね、に応じてあります。その内訳を資料のほうで出しているんですけれども、この適用自体の内容がよく分からなくて。</p> <p>例えば、特定健診の受診率に関する適用、この収入額、受診率が上がれば、現状令和3年度がこれに対応してますよ、というところの説明をいただいてもよろしいでしょうか。</p>
委員長	井手係長
住民福祉課係長	<p>今おっしゃられたような、特定健診の受診率や、いかに保険者、東峰村が医療費を削減したりとか特定健診の受診率を上げたりというのは、そういった評価を見ながら算定して、お金が交付されるというのは、一番上の特別交付金の保険者努力支援交付金取り組み評価分のほうが、そういった、いかに保険者が頑張っているかというところを評価して、交付されるお金です。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>他の、あと4項目について、もしよければ内容というかですね、ご説明いただきたいのと、要は、保険者の取り組みですね、それがまだアップする可能性があるのか、上限どれぐらいこれが、頑張れば増加する可能性があるのかについても、併せてお尋ねいたします。</p>
委員長	井手係長
住民福祉課係長	<p>上から順に紹介していきたいと思うんですけれども、先ほどお話いたしましたのは取り組み評価分ですね。</p> <p>続きまして、事業費分、事業費連動分という分なんですけれども、そちらにつきましては、保健指導を行っております管理栄養士に対する賃金とか、あと皆さん国民健康保険に加入していらっしゃる方のほうに、「特定健診を受けましょうね。」というようなはがきがお手元に届いたことがある方がいらっしゃるかと思います。</p> <p>そういった特定健診の受診率を上げるような事業に対する交付金に関するもの</p>

	<p>が、事業費分、事業費連動分になっております。</p> <p>その次が、特定健康診査等負担金になるんですけれども、こちらにつきましては、特定健診を実施した費用、例えば健診に関する費用ですね、そういったところに関する交付金が、こちらの特別交付金になっております。</p> <p>県繰入金2号分なんですけれども、こちらに関しては、例えば、保険証をお配りしております。保険証を毎年送っているんですけれども、それが簡易書留でお送りさせていただいているんですけれども、その簡易書留分を県の繰入2号で補助をさせていただいております。</p> <p>あとは医療費通知やジェネリック医薬品の通知。それとあと例えば、収納率が上がったとか、あと下がったり、医療費に関する、医療費が県下の中で低い市町村に多く交付金がかかったり、というところも、この県繰入2号分で交付されております。</p> <p>続きまして、福岡県国民健康保険の特別交付金の特別調整交付金事業なんですけれども、これにつきましては、例えば、県から交付されている分の一部を県の特別調整交付金から交付されております。以上です。</p> <p>交付金が増える可能性というものなんですけれども、基本的に努力支援の取り組み評価分というのは、県が全体で交付申請をします。国に。そして、それを市町村の点数分で分け合うような形になっております。</p> <p>ですので、事業を頑張れば頑張るほど点数は上がっていきます。</p> <p>しかし、毎年県の「こういったところを頑張ってくださいね。」というのは変わっていきますので、結局市町村ができるようになれば、次の目標を設定するというふうになっておりますので、それに向けて市町村頑張って、努力をして、交付金の額を上げていくというふうな形になっております。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	令和3年度の決算で、令和3年度が一体どういった目標だったのかというのと、今年度、令和4年度がどういった目標かというのを、最後にお尋ねいたします。
委員長	井手係長
住民福祉課係長	取り組み評価分の中で、いろいろあるんですけれども、かなり項目が多くてですね、ページ数にすると30ページ以上というページにわたりますので、例えばですね、収納率の向上やマイナンバーを保険証利用について交付をしますか、とかですね。
委員長	井手係長、それは資料として提出してもらえますか。
住民福祉課係長	はい、分かりました。
委員長	<p>それでいいですか。</p> <p>他にはないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>次に、認定第4号「令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高橋委員</p>
6番	<p>成果説明書79ページ、1款1項2目普通徴収保険料について、お尋ねいたします。</p> <p>合同常任委員会のほうで資料徴求しておりまして、資料の2ページ目でも回答がっておりますが。</p> <p>基本的に年金から天引きできない方は、この普通徴収という形でよろしいのでしょうか。年金を払われている方でも特別徴収がない方がいらっしゃるのでしょうか。</p>

	お尋ねします。
委員 長	梶原課長補佐
住民福祉課長 補佐	保険料の納付方法につきましてはですね、原則年金からお支払いいただくということになってございますが、年金額がですね、年間18万円以上の方、介護保険料と合計額が年金額の2分の1を超える場合は普通徴収、超えない場合は年金からの特徴という形で徴収をさせていただいているところでございます。
委員 長	6番 高橋委員
6番	今後の後期高齢者の対応的な部分でお聞きしたいのが、村内に無年金、要は、年金を受給していない方等の把握というのはされているのでしょうか。
委員 長	住民福祉課長
住民福祉課長	年金を受給されているかということに関しては、税の賦課のときに把握はできませんが、それをすべて個別にとなりますと、それは難しく、すべてこちらで把握をしているとは言えないかもしれません。 今分かるのは、それだけです。
委員 長	6番 高橋委員
6番	今回の中でも過年度分というも発生していたりするかと思います。 今後無年金という方、チラッと村内でもお聞きすることがあつたりします。 今後の後期高齢者会計の安定運用と言いますか、を考える中で、この無年金という部分は、少し頭に入れておかないといけないのかな。 働けるうちはですね、支払っていける部分というのはあるかと思うんですけども、一応この、今いただいている資料の数字の中に、無年金者がいる可能性があるという部分で考えておいてよろしいのでしょうか。
委員 長	梶原課長補佐
住民福祉課長 補佐	この中に無年金者がいるかどうかというのはですね、ちょっと調べてみないと分かりませんので、この後調べさせていただいて、ご報告させていただきたいと思います。
委員 長	これで住民福祉課の質疑を終了いたします。
休 憩	
委員 長	13時まで休憩いたします。 (12時00分)
再 開	
委員 長	休憩前に引き続き、質疑を行いたいと思います。 (13時00分)
委員 長	ただ今より、教育課の質疑を行います。 認定第1号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」、質疑を行います。 所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 教育課の質疑はありませんか。 3番 佐々木委員
3番	決算書の75ページ、文化財事業費の中の12委託料のところでは、 東峰村文化財記録保存業務680万とあります。これ、いつも少し多いんじゃないかということで、意見を申し上げたこともありますけれども、当然、報告書ができているものと思うわけですが、何冊ぐらい印刷しているのか、それから、こういった記録物、関心のある方もおられると思います。図書コーナー等にも、ぜひ置いていただきたいという希望ですね。 それから、もし分けてほしいという方がおられるんじゃないかと思います。そう

	<p>いった方については配布をしていただけるのか。この3点、まずお聞きしたいと思います。</p> <p>また、これたぶん竹の石垣の保存記録分だろうと思いますが、阿蘇4の報告書もできていると思います。併せて、これについても一緒にお答えいただければと思います。</p>
委員長	内野主任主事
教育課主任主事	<p>まず、ご質問の内容が、竹地区の棚田の石垣記録保存業務についてのところでございますが、まず、報告書につきましては、これは昨年度調査を実施しておりますので、報告書は今年度作成するところでございます。作成の予定冊数としましては、300部を予定しております。</p> <p>あとは、その記録保存業務の中の民族の部分での記録等の、分けてほしい人がというところなんですけど、まず、今までが村の民族の調査としましては、こも替えの神事、今年度に入りまして竹地区の初盆踊りを記録しております。</p> <p>こちらに関しては、関係者の方には、作成した動画と同じものをお配りしている、もしくはする予定でございます。</p> <p>図書コーナーでの掲示についてなんですけれども、そういったことも今後対応が可能かと思っておりますので、検討をしてみたいと思っております。以上です。</p>
委員長	内野主任主事
教育課主任主事	<p>すみません。阿蘇4についてのところの回答が漏れておりましたので、回答いたします。</p> <p>阿蘇4の報告書につきましても300部を印刷しております、うち半分程度は関係市町村ですとか博物館等にお配りしておりますので、残りは、まだ100部近くは残っておるところでございます。</p> <p>こちらについても図書コーナーでの掲示は可能かと思っておりますので、今後検討していきたいと思っております。以上です。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>図書コーナーにはですね、何冊かずつ、上と下と、小石原と宝珠山庁舎、ぜひお願いしたいと思います。</p> <p>阿蘇4にしても希望者がおれば、分けていただけるということでもいいですか。</p>
委員長	内野主任主事
教育課主任主事	<p>報告書の配布についてなんですけれども、残数があまりないというところもありまして、希望する方全員に製本したものをお配りすることはちょっと難しいかとは思いますが、PDFデータ等がございますので、印刷をしたもの等での配布というところで検討していきたいと思っております。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>先ほどの阿蘇4に関連する項目でお尋ねいたします。</p> <p>現在、阿蘇4の埋蔵樹木と言いますか、樹木に関しては、旧宝珠山小学校のプールのほうに沈められていると言ったらあれなんですけども、保管されていると思いますが、プール自体の水の入れ替え自体はどうなっているのでしょうか。ということについて、お伺いしたいと思います。</p> <p>そのまま、要は、もう水が巡回してない状況なので、はたから見たら非常に淀んだ水の中に沈んである状況で、樹木の状態が、継続して良い状態が保てるのかどうか、お尋ねします。</p>
委員長	内野主任主事
教育課主任主事	<p>阿蘇4の埋蔵樹木に関してなんですけども、今、委員がおっしゃるように、旧宝珠山小学校のプールの中に、水につけて保管をしているというような状況でございます。</p>

	<p>す。</p> <p>水につけるのが、樹木自体がですね、空気に触れて劣化していくのを防ぐために、今、水に沈めている状態でございます、樹木自体は樹木用のラップというか、ちょっと大きめの専用のラップで巻いて、その上でブルーシートをかけた状態で、今沈めておるところでございます。</p> <p>それが長期間に及んで大丈夫かというところなんですけれども、一応、県、国のほうとも話をしながらですね、長期間、10年以上水につけて置くことはあまり良くないだろうということで、今後保存活用計画の中で、それを含浸処理をするとかいうところを含めて、今、検討をしておるところでございます。</p> <p>水の入れ替えにつきましては、今度の10月にですね、阿蘇4火砕流が天然記念物に指定されましたので、そちらの記念講演会をする際に、引き上げと同時に水の入れ替えも行おうかと検討しているところでございます。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>別の質問をさせていただきます。成果説明書のほうをお願いいたします。</p> <p>58ページ、10款1項8目小中一貫教育推進費についてです。イングリッシュキャンプ事業についてです。</p> <p>令和3年度、折しもコロナの影響でということで、参加者が集まらずに中止になってしまったということなんですけれども。</p> <p>いささか中止になったということで、かかってくる費用に対しては結構大きいのかなという部分があると思います。</p> <p>今さら終わったことに対して、言うのかという部分もあると思うんですけれども、オンラインですということだったので、要は、夏休みにするというを外してですね、他の日程でできなかったのかというのは検討されたのか、お尋ねします。</p>
委員長	内野主任主事
教育課主任主事	<p>まず、イングリッシュキャンプに関しまして、別の時期の検討ということなんですけれども、うちのイングリッシュキャンプが勉強型の詰め込み式のものではなくて、英会話のコミュニケーションを目的としたイングリッシュキャンプを実施しております。</p> <p>こちらは実施にあたりまして、適切な日数ですね、学習の効果を発揮する日数というのが、少なくとも2泊3日、できれば3泊4日で開催するのが望ましいというところでしたので、まず、3泊4日の日程を確保するというのが、夏休みの時期しかないのかなというところで、この時期に実施をしております。</p> <p>8月の中の時期についてもですね、中学部の部活ですとか大会等の兼ね合いもありまして、今のような時期を設定しておるところでございます。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>当初は対面というかですね、泊まりに行つてということが主で、それがオンライン対応になって、実際参加者1名しか集まらず、事業としては成り立たないという話だったと思います。</p> <p>この経費として31万9千円、今回上がっている部分が、カリキュラム代だということで、カリキュラム自体が再利用可能なものなのか、もうこの時期を逃したら使えないものなのかどうか、お尋ねします。</p>
委員長	内野主任主事
教育課主任主事	<p>まず、カリキュラムについてなんですけれども、当初が宿泊を予定しておりましたので、対面でのまずカリキュラムを作成していただいたところございまして、それは、コロナの警報等出ておりましたので、緊急でもうオンラインでしましょうというところに、まずカリキュラムを変更していただいております。</p>

	そのオンラインでのカリキュラムなんですけれども、おそらく、例えば、夏休みの3泊4日でなくても流用はできるかと思うんですけれども、結局連続して4日間です、4日間の連続したコミュニケーションというのが、やはり学習の意味では大事になってきますので、ちょっとそういった意味合いもあって、昨年度は中止にしたというところでございます。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>ぜひ、中止にする決断をせざるを得なかったという中で、かかった費用に対しては、それに伴う効果を、何かしら発揮していただきかけたなという部分があります。</p> <p>もう一度、再度お聞きいたしますけれども、この令和3年度にかかった経費に関しては、後年度、令和4年度以降にカリキュラムとして使うことが可能だったのかどうか。</p> <p>これはもう、令和3年度で終わった事業として、もう事業者も、それはもう新たにまた違う見積もりで、経費がかかりますよということなのかどうか、最後にお尋ねします。</p>
委員長	内野主任主事
教育課主任主事	イングリッシュキャンプの昨年度までの事業者とですね、今年度からの事業者が、実は変わっておりまして、というのも、プロポーザルでイングリッシュキャンプの、ALTを今年度からですね、ALTのプロポーザルを行った際に、そちらの会社のほうと契約しますよということで業者が変わっておりますので、ちょっと昨年度から今年度の引継ぎというのが、できないような状況でございます。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>ぜひ、同じ事業者だったら、また違う形での利用もあったかなと思うので、ちょっともったいないなというのが1点です。</p> <p>ちょっと同僚議員とも話して、また、後の一般質問等での話もあるということだったので、ぜひ、その事業を行う際にですね、特に東峰学園、一般質問でも言わせていただいたんですけども、だんだん生徒数が減ってきます。</p> <p>事業を行う際に、大きく集まらずに開催せざるを得ないような形になったときに、やっぱり事業を募集しました。ちょっと少なかったです。というふうなことがあってくると、ちょっと今後新しい事業も展開しにくくなりますし、事業の継続自体も、やっぱりどうなのかということ、最少人数でどうしていくのかということが非常に難しくなってくるので、ぜひ、少人数で行う事業の際には、前もっての、要は、どれぐらいの数の応募がありそうだなと、意思確認のところをした上で、ぜひ、事業展開をしていただきたいなど。</p> <p>やっぱり不用になった事業費というのが発生しないように、ぜひともお願いしたいところでは。</p>
委員長	教育課長
教育課長	どの事業もですね、人数を集めるというのは大変でございます。それは最も分かっていることなんですけれども、今後ですね、そういった事業に対しまして、人数の意思確認をですね、していく方向で考えていきたいと思っております。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>もう1個、別の事業です。</p> <p>58ページ、成果説明書をお願いいたします。</p> <p>10款1項9目地域学校協働本部事業費の中についてです。学習支援塾の取り組みについてです。</p> <p>アフタースクールプラスという形で今運営されていると思っておりますけれども、現況</p>

	<p>としてどういうふうな運営方針でされているのかという、確認でまずさせていただきたいんですけども。</p> <p>現在聞いたところ、塾、学習塾に代わるような形でのアフタースクールプラスとしてのやり方をされていると聞きますが、一応そういう形でもよろしいのでしょうか。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>アフタースクールプラスの運営に関しましては、昨年度から指導者としている先生が1人、それから大学生ボランティアを2人、これをこの3人で現在運営しております。</p> <p>基本的に、やはり中学校3年生が、自分の進路を勝ち取るためということ、もう一番の目途にして運営しております。</p> <p>ですので、夏休み、今1カ月ほどやりましたが、まずは差の付きやすい数学、英語、これを中心にやって、特に苦手な部分、その辺りをしっかり弱点克服という立場で、今まで進んできました。</p> <p>これから先、他の教科、国語とか社会とか理科とか、そういったことも含めてですね、内容の中に入れて込んで進めていきたいと思っております。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>そこで申し上げたいのが、この学習支援塾にかかっているところの経費というのが、報償費だけだと思います。基本的に印刷等は教育課のほうでしていただいたりというのがあろうと思うんですけど。</p> <p>そこで、報償費に係る分の考え方をもう少し変えていったほうがいいのかと思うのが、要は、おそらく実働の部分に関して報償費かけられていると思っておりますけども、この、要は、アフタースクールプラスをやる講師の方々、特に中心となる方々に関しては、やっぱりその限られた時間に教えるために、前もっての準備というのがかなりかかっているという話もお聞きしております。</p> <p>そういった中で、良い環境を提供するには、やっぱり前準備というのは、どんなことをするにも大事なんですけども。そういったところに取り計らっていないと、すごく一生懸命やって前準備してきたけど、結局頂く報酬は、その実働、子どもたちに向き合っている分だけというのであれば、なかなか難しいんじゃないかなと思います。</p> <p>大体塾を運営される事業者であっても、前準備にすごく時間をかけているからこそ、要は、塾で教える時間の授業料というか、そこはかなり高めに時給換算すると、なってますけども、その辺の対応というところは、今、教育課としてはどう考えられているのかというのと、一応確認ですけども、あくまでも子どもたちに教えている時間のみが報償費という扱いなのか、お尋ねします。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>アフタースクールの学習塾の報償費なんですけれども、今現在は、教えてくださっている時間のみが報償費の支払いとなっております。</p> <p>その前もっての準備の費用というものは、こちらのほうが把握しておりませんでしたので、まず、そういったことは、こちらのほうが考えてなかったというところが、今のところの現状でございます。</p> <p>今後そういった前もっての時間です、教える教材費の、教材にかかわる前もっての準備の費用がかかるということが、もしあるようであれば、事前に先生とご相談を受けて、こういったことで事前に前準備をしますというお話をですね、ちょっとさせていただいて、今後協議をさせていただけたらと思います。</p> <p>あくまでもこの費用は、今現在では教えてくださっている時間となっております。</p>
委員長	6番 高橋委員

6 番	<p>ぜひ、その部分、教材の準備であったり、何を教えるか、誰が何が弱点で、それに対してどうしていくかというのは、子どもたちが来てから考えているじゃ間に合わないというのは、考えて分かる部分もあると思います。</p> <p>あと、この報償費の考え方として、そういった前準備というところまで包括して検討できるものなのか、性質上の部分で、最後お尋ねいたします。</p>
委員長	教育課長
教育課長	先ほどの事前の準備にかかる費用でございますけれども、今現在ではそういったことを調べておりませんので、今後ちょっとお調べしたいと思っております。
委員長	2番 樋口委員
2 番	<p>ページは60ページ、10款4項2目の公民館費です。</p> <p>公民館活動推進の中で自治公民館活動の補助金100万6,088円がありますが、これにたぶん1館1運動の補助金が含まれております。</p> <p>この中の表の説明の中に、2万円掛け1事業に対し、申請地区に2事業まで補助、全部で14事業というふうにあります。</p> <p>1館1運動は、旧宝珠山村です、平成元年から始まって、平成5年から各自治公民館の活動報告会をですね、全住民を対象とした啓発活動をやっています、最近合併してから1館1運動が、コロナもあるかもしれませんが、停滞気味ではないかなというふうに思います。</p> <p>村公民館として、どのような事業推進のための啓発活動をやっているかを、お尋ねします。</p>
委員長	森山係長
教育課係長	<p>先ほどお尋ねのとおり、この自治公民館活動補助金の中に1館1運動入っております。</p> <p>昨年度はですね、こちら2万円に対し、1事業に対し申請者2事業まで補助ということで、最大14事業でございます。</p> <p>昨年度ですね、公民館の実績でいきますと、そもそも予定していた地区に関しましても、やはりコロナで中止になったということですね、全く事業を行えてない公民館というのが3館ございました。</p> <p>ですので、今年度自治公民館の会議を4月に行ったところですね、まずは、この自治公民館、1館1運動の数の中でですね、全部2事業は最大使えますので、これをまずは皆さんの公民館でやっていきましょうという、声かけとご提案をさせていただいております。</p> <p>また、途中のですね、公民館会議を行う中で現在の進捗状況、そして、例えば、このコロナ禍の中で公民館事業が行いにくいときにはですね、ご相談くださいということで、何かそういったアドバイスができるものであれば、資料等を準備するところでございます。</p> <p>現状のところでございますとですね、まだ全部の公民館が2つですね、予定どおり行えているということではございませんので、来年の3月まで期間まだございますので、それを開いていくように指導していくところでございます。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2 番	<p>ありがとうございます。</p> <p>なんか内輪だけでやっているような感じで、全村的に広報とかが、やっぱり広まってない部分があるのではないかなと思います。</p> <p>ですから、各地区の活動を広報紙で紹介したりとかですね、あるいは東峰テレビで紹介したりとか。そういうことでやっぱり全村的に広めていただきたいと思っております。</p>

	<p>なぜかという、やはり自分たちの地域は自分たちで良くするんだという、住民一人一人のですね、意識を持たせること。</p> <p>村頼りじゃなくて、やっぱり自分たちが金を出し合っ、自分たちの地域の景観を良くしたりとか、高齢者を助けたりとかですね、いろんな活動は考えられています。</p> <p>ちなみに大行司はですね、昨年たぶん5回やったと思います。</p> <p>1つは大行司駅の環境美化活動、それから、2回目が防災ボランティアの研修、3回目が避難訓練を利用した全住民の研修、それから、4回目がグラウンドゴルフ大会、5回目が高齢者を中心にした悪徳商法を防止する研修とかですね、そういうのをやっていますから、それは別に大行司だけのことですから、やっぱりそういうことをやっていることを皆さん方に知っていただくことが、やっぱり大切で、それを全村がですね、できるだけそういうことができるような啓発なりですね、応援が必要ではないかなと思っています。以上です。</p>
委員長	森山係長
教育課係長	<p>先ほど樋口委員がおっしゃられたようにですね、実績としてこちらに頂いているものもございますので、そちらについてはテレビもしくは広報紙等ですね、地区がどんふうにやっているのかというのを、広報に努めていこうと思っております。ありがとうございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>成果説明書の57ページをお願いいたします。</p> <p>10款1項2目教育委員会事務局費の中の補助金、フリースペースよつば補助金について、お尋ねいたします。</p> <p>補足資料としてもいただいている2021年の事業報告も併せてお尋ねしたいんですけども。</p> <p>本当に細かいところまで行き届いてフォローされているという部分、本当によつばさんがいなかったら、非常にこの不登校であったり、そういう子どもたちの支援というのは成り立たないというところ、ほんとと重々感じているところで、ちょっとこの事業報告の事業費の決算額というところの説明を少ししていただきたいなと思うのが。</p> <p>基本的に受益対象者、よつばさん自体が、かなり広く対象者のところをされて運営というかですね、されてきていると思います。</p> <p>東峰村の子たちだけじゃなくて、朝倉市であったり、浮羽、久留米市と書かれていますけれども、基本的にここの補足資料で出てきた事業費の決算額というのは、東峰村が補助金と出してきた分だけではない、というところの認識でよろしいでしょうか。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>先ほどの、よつばの120万の補助金の件でございますが、事業報告書の中には、全体的な予算がすべて入っております、東峰村が補助を出しております120万以外のもので運営はなっておりますので、独自の予算額は出ておりません。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>よつばさん自体には、今後も継続して続けていただきたいところなんですけども、全体の予算に対して、東峰村から出している補助金の額というのが、全体の利用とか、要は、東峰村に入れている力量と比べると、ちょっとやっぱり東峰村がかなり力を入れて補助金を出しているふうに見えてしまうんですね。</p> <p>聞いたところ朝倉市のほうから、あまりよつばさんのほうに、そういう支援とい</p>

	<p>うのはないという話もお聞きをします。</p> <p>ここはやっぱり足並みをそろえていかないと、東峰村だけ強く支援して、よつばさん、もちろん盛り上げていかないといけないんですけども、ちょっと体制的に、今、相談利用される方が、おそらく今後0になる可能性も出てきている中で、やっぱり朝倉市であったり、利用される、連携しないといけない市町村との話というかです、がかなり重要になってくるかなと思うんですけども。</p> <p>教育長にお聞きするのがいいのかなと思うんですけども、朝倉市との連携ですね、よつばさん、考え方、筑前町も含めてでしょうけど、その辺は一体どうなっているのか、お尋ねします。</p>
委員 長	教育長
教育 長	<p>よつばさんとの連携にかかわりましては、確かに、私も聞いたところでは、朝倉市は本年度から出る、筑前町は前、若干ですね、ただ、うちみたいにはたくさんではありません。</p> <p>うちは、なんで多く出しているかと言いますと、朝倉市さんも筑前町さんも教育委員会で適応指導教室という、そういう不登校傾向の子どもさんの受け皿としての、そういうふうな教育機関というものを独自に持っているわけですね。</p> <p>うちは財政的にも人材的にもなかなかその辺りが難しいということもあって、そういうふうな形で、なぜ120万かという根拠は、ちょっと私も分かりませんが、前に決まっていたので。その辺りが働いて、やっぱりそれだけ補助金を出そうという形になったのではないかなと思っています。</p> <p>これから足並みをそろえるというところで、私のほうからもそれは働きかけることは、教育長同士です、働きかけることは可能ではあると思いますけど。</p> <p>ただ、実際に、その補助金を出すというふうになるかどうかというのは、ちょっといろんな諸事情で、なかなか難しい面はございます。</p> <p>結局、適応指導教室は適応指導教室で、あちらさんも予算はかけているわけですね。だから、まずは第一義的にそこに行ってもらいたい。それで駄目なときには、よつばさんというふうな考え方ではないかなと。</p> <p>これ、私まだ聞いておりませんので分かりませんが、そういうふうに思っております。以上です。</p>
委員 長	6番 高橋委員
6 番	<p>状況としてすごく分かりやすい説明、ありがとうございます。</p> <p>その中で東峰村としては、従前もお聞きしたことがありますけれども、適応指導教室ではなく、あくまでもよつばさんとの連携を深めていくというか、その対応で変わりはないということでしょうか。</p>
委員 長	教育長
教育 長	<p>よつばさんのほうからも独立してほしいという声を、私が教育長になったときに言われました。</p> <p>ただし、やはり私自身も、いろいろ不登校傾向の子どもさんは、学びの場はいろいろあると、いろいろ柔軟な考え方で、子どもたちに適した個別最適な学びを提供するというのがこれからの教育の方向ですので、そういうふうな適応指導教室という場もある。それから、フリースクールという場もある。もう一つは、学校内での適応指導教室というものもある。</p> <p>いろんな、多様なですね、その子に応じたいろいろな学びの場を提供できるように、柔軟に考えていきたいと思っています。</p> <p>もちろんよつばさんにしても、今はやはり若干減っておりますが、少なくなっておりますが、まだまだこれからそういう課題を抱えた子どもさんが出てくる可能性</p>

	は十分にありますので、その辺の連携はやっていこうという考え方を持っております。以上です。
委員長	3番 佐々木委員
3番	先ほどの補助金の関係ですが、前課長からどのようにお聞きになっているか分かりませんが、先ほど教育長言われたように、東峰は独立してほしいというのがあって、先ほどの120万というのは、東峰村が独自に運営していくための予算立てで、全額よつばにお渡しする予算ではなかったんじゃないかと思いますが、課長いかがでしょうか。
委員長	教育課長
教育課長	<p>前課長のほうから、この120万のお話は、すみません、ちょっとお聞きしてない状態なんですけれども、予算を組み立てるときの資料がございましたので、そのときの資料は、よつばのほうに120万ということで、人件費、その他いろんなイベントの費用ということで、120万の決算の、この根拠みたいなのはいただいております。</p> <p>たぶんそのままの金額を、一応令和2年、3年と引き継いで、今年が3年目になっているところでございます。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>成果説明書の30ページをお願いいたします。</p> <p>2款1項32目緊急経済対策地方創生臨時交付金事業の8緊急雇用創出事業に関するところです。</p> <p>学習支援員という形で、この地方創生の臨時交付金をうまく活用されて、この学習支援員というのをこの令和3年度されたかと思います。</p> <p>現状、総括としてどうだったのかということと、今年度確か学習支援員さんはされているのかどうか、状況として、やはり恒久的にこの学習支援員というのは地域の方々の助けが必要なのかどうか、やってみられてのところの総括をお願いいたします。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>学習支援員は、本年度小学校のほうで1人お願いしております。現在も活動していただいています。非常に学校にとってはありがたいという評判です。</p> <p>いろいろ学級の中でも、個人個人に対応するようなお子さんもいらっしゃいますし、特別支援関係でもそういうお子さんがいますので、ちょっと手伝ってほしいとか、しばらく休んだから勉強がなかなか分からなくなっているからということで、それをフォローするためには非常に役立っております。</p> <p>残念ながら、今のところ中学部のほうも雇ってお願いしたいと思っておりますけど、なかなか人材がそろわずに、今もちょっとそういう方がいらっしゃったらと思っておりますけど、ある程度少し目途がつき始めましたので、また、その状況が整えばですね、中学部のサポーターさんにもお願いしたいと思っております。</p> <p>関係してスクールサポート、消毒関係のサポーターさんもしていただいていますけど、県のほうは15学級以上、大きい学校でないと導入しないと、補助を出さないということなんですけど。</p> <p>実は、教育の内情を知っている者にとっては、小さな学校ほどですね、1人が抱える仕事はいっぱいあるんですよ。</p> <p>だから、本当は小さな学校も含めて消毒サポーターとか、そういったものは必要なんですけど、本当は県のほうからそういうのをいただいてもいいぐらいなんですけど、それができないので、消毒サポーターとか給食のときのいろんな消毒作業とか、これだけ働き方改革と言われておりますので、やっぱりその辺りを補助してい</p>

	ただく上では、非常に助かっております。以上です。
委員長 6 番	6 番 高橋委員 <p>なかなかこの学校に携わる人材不足は、どこもそうですし、なかなか日中のそういう人材というのが、教員OBの方がいらっしゃれば、それはベストでありますけれども、そのOBの方ですら再任用という形で行かざるを得ない状況の中で、そういうスクールサポートスタッフも含めて、やはり学校の現状として、教員の方の事務とか、そういう雑もののお手伝いとか、そういった需要というのがやはり潜在的にかなりあるのかという部分が、このコロナでもかなり顕著に見られてきているのかなと思います。</p> <p>ぜひ、その辺は何かしらか対策で、教員の方の働き方改革含めうまくやっていく中で、先ほどの項目の、戻りますけど、地域学校本部事業、これをうまくやっていくようなパターンというのができないのか。これも県からの補助もあっているかと、3分の1程度だったと思いますけど。</p> <p>そういった部分で、地域の方の手を借りるという部分をうまくミックスしていきながら、この辺に落とし込んで、地域の人たちをもう少し開放して、何かのお手伝いという部分も見えていたらいいんだろうと、ちょっと感じもしておりますが。</p> <p>そういった協議、地域の人たちを巻き込む協議という部分は、教育委員会であったり、これが学校運営協議会であったりする部分かなと思いますが、そういう人材確保の協議、そういった部分はされているのかも併せて、最後お尋ねします。</p>
委員長 教育長	教育長 <p>先ほど高橋委員が言われたのは、地域協働活動の取り組みだと思います。</p> <p>具体的にもう東峰学園においては、地域の読み聞かせの方々、それから農業体験のときには農業体験の方々、もうきちんとある程度年間のローテーションの中で、していただける方というのはストックしています。</p> <p>ときにこういう、例えば竹の笹が要るとか、七夕のですね、そういうときには教育委員会を通して適切な方をお手伝いいただいたりとか、そういったことはやっております。窓口になってですね。</p> <p>今後また新たな方向としては、そういう中学生が職業教育と言いますか、キャリア教育と言いますが、自分がどんな職業に就きたいのか、将来どんな夢を持っているのか、その夢を明確にするために、例えば、いろんな職業人の方を学校に呼んで来てとか、今職場体験というのはやっておりますけど、それじゃなくて、今度は例えばお医者さんとか看護師さんとか、いろんな人が学校の中に入って、子どもたちに働くことの喜びとか意義をいろいろ話をするような、そういうようなことも考えておりますので、今後はそういった方向でもですね、考えていきたいというふうで、学校のほうは考えております。</p> <p>ということで、そういうことを援助していきたいと思っております。以上です。</p>
委員長	ないようですから、教育課の質疑を終結し、ふるさと推進課に移ります。
休憩	
委員長	50分まで休憩します。 (13時40分)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、ふるさと推進課の質疑を行いたいと思います。 (13時50分)
委員長	所管のページは、お手元に配布しております、費目ページ一覧表のとおりです。 ふるさと推進課の質疑はありませんか。 8 番 佐々木委員

8 番	<p>成果表は49ページ、もう冒頭このトーキコーディネーター事業について、まず、決算、3年間の事業の最終年度決算ですので、これについてお尋ねをいたします。</p> <p>総合商社結成が目的だったこのトーキコーディネーター事業が、なぜ、総合商社結成に至らなかったのか、これはもう議員一般質問等でも出ておりますので、担当課長と村長に、そういうふうにならなかった、どう言いましょうか、感想と言いますか、をお尋ねしたいと思います。</p> <p>このトーキコーディネーター事業については、12月の一般質問で再度時間をかけて質問しますので、詳細は結構です。なぜ、ならなかったかを、担当課長と村長に答えていただきたいと思います。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>基本的にこの事業を立ち上げた3年前でございますけれども、目標として地域商社を設立するという大きな目標の下に始めております。</p> <p>それから3年間事業を実施してきたわけですが、やはり途中でコロナの影響がかなり出まして、本来ですと関東方面でいろんなPRをして、小石原焼、高取焼の知名度を上げていくと。そして、その効果を得て、地域商社という形で、大きく一般的に外に出していこうと考えていたわけでございますけれども、先ほども申し上げました影響等により、ちょっと組合の体力的なですね、問題と言いますか、やっぱりそういった計画どおりの、当然代替事業としてやってきた部分はございますが、計画どおりに事業が若干進められなかった部分もございまして、若干そういった影響が出てきたということで、この3年間で地域商社設立は一旦見直してですね、販売力のほうで力を入れていこうという形で、今進めている段階でございます。</p>
委員長	村長
村長	<p>先ほど課長からもございましたトーキコーディネーター事業、元々がですね、災害前でしたっけ、そのときに1年間取りかかり、そこでは焼き物のブランド化をどうするかという中で進めてきた。それが災害によって一旦中断となった。それから、3年前にまた新たに組み込んだところでございました。</p> <p>その中で、取り組みといたしましては、先ほど課長が申しましたとおり、地域商社の設立、それとさまざまな販売促進に係る事業を行うということで、全体の中の流れの部分と、あと個別の部会の動きですね、B to B部会とかございました。</p> <p>その辺りの細かな部会等については、結構いい動きをしていたというふうには、自分としては、実感としては思っているところでございます。</p> <p>ただ、最終目標としての地域商社の設立については、先ほど申ししておりましたとおり、それに至るまでのさまざまな大都市での販売促進の取り組みとかができなかった。その分が課題として残っているところであります。</p> <p>当初からこのトーキコーディネーターについては、陶器組合のほうから、こういうことを行いたいという形で要望があって、それに応える形で地方創生推進交付金等の申請を行い、事業を行ったというふう聞いておりますので、これについては、今後財源としてはですね、村としては地方創生の推進交付金はもう3カ年で終わりでございますので、あとは先ほどの部分を踏まえながら、組合としてどうやってやっていけるか、これをやっぱり自分たちの力でやらないと、やっぱり商売と言いますか、自分たちの小石原焼のブランド、また自分たちの収益になるものでございますので、そこをやっぱり本気で考えていただかないと、話としては進んでいかないのかなというふうに思っておりますので、これについては、引き続きそういった話、取り組み、個別の窯元でやっている分でございますが、やはり組合として、どう考えて、どう行かというのをしっかり話しながら進めていかなければいけないということで、今、現況としてはですね、地域商社の設立までが行きついてないというところ</p>

	<p>ころでございますので、かと言って、村として支援をしないというわけではなくて、ただ、今までのようなコンサルのほうの支援というか、の中でいろんな取り組みを行うというのではなくて、やはり主体は陶器組合の中できっちり話し合っ、どうするかという部分をですね、村と一緒に考えていかなければいけないというふうに思っているところでございます。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>12月の議会での一般質問ということですので、そこでは質疑をさせてもらいますが、この商社の関係、トーキコーディネーターの関係は、最初から議会で大丈夫かと、心配の中でのスタートでありました。</p> <p>ですから、先ほど村長言いましたように、陶器組合の総意として意見書が出されておりますよね。そういうもの等踏まえて、今度は議会が全員協議会を諮って、今度は村長宛にトーキコーディネーター事業についての考え方の文書を出しています。</p> <p>令和元年6月20日にトーキコーディネーター事業実施については、下記の点を留意の上で執行するようにと。ですから、これはもう議会も非常に心配した事業でありました。</p> <p>ですからそこで、なんで目的と言われておった商社ができなかったのかと、いうのが大きな問題です。</p> <p>今年の6月議会で同僚議員がトーキコーディネーター事業の質問もしました。KPIも必要じゃないかとか、いろいろこの問題については、きちんとやっばり3年間の事業の精査をしないと、今度は逆に陶器組合との事業のあり方の問題になると。はっきり言って、そんなふうに私は感じております。</p> <p>なんでそこまでやって総合商社、商社結成ができなかったのか。商社結成ができなければ、なぜ、そのことを議会にきちんと話をして、委員会等で、こういう事情でできないとか、最後の最後まで作りますということを答弁で述べてますので、これはもうある意味では、議会を欺いたと。言い方はちょっと激しいですが、そのような気持ちで、私も当時の議長として思ってます。</p> <p>ですから、この問題についてはきちんと村の執行部、村の担当と、それから陶器組合、そういう中でどんなふうな事業の展開、進捗が今まで3年間によって行われたかの、やっばり検証をするべきだろうというふうに思っておりますので、この件については、12月の一般質問でまた討論させてもらいたいと思います。</p> <p>答弁は要りません。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>同じ関連したところですよ。トーキコーディネーターについてです。</p> <p>もう本当に初歩的なことです。私は新人ですから、過去の経緯は一切知りません。報告書によりますと、最初のコンサルタントがオリエンタルコンサルタント、それから、2年度からがメイドインジャパンプロジェクトに変わって、2年間継続しているみたいです。</p> <p>最初と、2年目から変わったいきさつとか、一番最初にどういう経緯でこのオリエンタルコンサルタントになったのか。どういう経緯で、またメイドインジャパンになったのか、もし知っている方がおられましたら、その辺の経緯の説明をお願いしたいと思います。</p>
委員長	和田係長
ふるさと推進課係長	<p>初年度のオリエンタルコンサルタントにつきましては、入札によってですね、5、6社の入札を行いまして、その中で決定したという経緯がございます。</p> <p>その後2年目についてはですね、初年度の事業を振り返り窠元のほうからもですね、再度コンサルタントの見直しをとという要望もありまして、2年度についてはま</p>

	<p>た入札を行い、事業の進行を図ったところでございます。 2年度についてはですね、プレゼンによってですね、行ったということです。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>コンサルタントを選ぶときですね、私も経験あるんですけど、どういった会社をまず候補に選ぶかということで、非常に悩むところがあると思います。 オリエンタルコンサルタントさんは、たぶん大手のコンサルタントだと思います。 調べたら、メイドインジャパンプロジェクトは東京にある、それほど大きくはないとかですかね、どちらかという店舗を、東京都内のホテルなんかを中心に4店舗ぐらい抱えている会社ではないかなと思います。 最初にオリエンタルコンサルタントを含めた5社ぐらいを選ぶときは、どういった指導というか、どういった情報の収集とか、そういったのがもし分かればですね、教えていただきたいなと思います。</p>
委員長	和田係長
ふるさと推進課係長	<p>コンサルタントを選ぶ中でですね、まず、過去に地域商社ということで今回謳われておりましたので、過去にこういった項目を携わったことのある業者をですね、情報収集いたしまして、その中から選定をしたという経緯でございます。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>それから陶器組合の要望によって、変えてくれというんですかね、2年目からは変わったということですけど。 陶器組合から何か、こういった業者はどうだろうかというような推薦か何かはあったんですか。2年目からのときはですね。 また、2年目からの業者を選ぶときに、どういった情報収集で、あのときは企画コンペですかね、そういったことをしたのかを、ちょっとお尋ねしたいと思います。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>2年目はですね、同じような形で、こちら6社ぐらいございました。 その中で、今、係長が申しあげましたような選定趣旨、それもございました。 組合さんからも、こういう会社はちょっと付き合いがあるのでというような形で、どうですかというご提案もございましたので、そちらの業者さんも含めたところでのプレゼンを行わせていただいたという経緯はございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>関連する部分でお尋ねします。 小石原焼の陶土に関するところです。 このトーキョーディネーター事業に合わせて可能性調査がされておりますけれども、すみません、もう一度結論として、その陶土に関しての現況がどうなったのか、お尋ねいたします。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>小石原焼の組合としてですね、現状保有する陶土の見込みが調査の結果以降ですね、どうなったのか、まずお尋ねします。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>陶土の現状といたしましては、以前よりですね、議会の一般質問の中でも出されておりました。 その中で、我々としては組合のほうに話をしたところ、あと4、5年ぐらいは大丈夫であろうということでもございましたけれども、今回トーキョーディネーター事業もいたしますので、その中で陶土調査を行っておいたほうがよろしかろうということで、今回行ったわけですけども。 その間に、村内の有志の方から土地の提供がございました。組合のほうにですね、</p>

	<p>その土地というのは、陶土に適した土が出ているということで、そちらのほうにつきましては、有志の方と組合のほうでお話をされて、現在、そちらのほうの土を優先的に活用されているということでございます。</p> <p>ですので、今回の陶土の調査につきましては、あくまで将来を見越した中で調査を行ったものでございますので、今現状としましては、そういったことで十分な陶土はあります。ということでございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>ちょっと現状の整理という意味で、調査とは関係なく有志の方から提供があった土地に関しては、今後どれぐらいの陶土量の目途が立っているのか、大体何年分あるのかという部分の確認を、まずさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>申し訳ございません。その陶土について、今後何年ぐらい確保できるのかというのは、ちょっとまだ組合のほうからも情報としてははっきりいただいておりませんので、ちょっとここで今お答えすることが難しいんですけども、しばらくは持つであろうというふうには、思っておるところでございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>今後やはり土も無限にあるわけではないので、調査自体は有効に活用していただきたいなと思うところなんですけど。</p> <p>この調査結果です、大体小石原焼に適した土というのが見つかったのか、それの大体埋蔵量です、というのが一体どれぐらいのものなのかという部分についての結果をです、示させていただきたいなと思います。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>埋蔵量等につきましては、今回の調査はあくまで土質の調査、適した土があるのかという、その箇所分析というのが主なものでございまして、実際陶土量がどのくらい蓄積しておるかというのを量るには、ボーリング調査等を行う必要がございます。ですので、今回はそこまでやっておりません。</p> <p>あくまでその土を100カ所近く採取いたしまして、調査をいたしまして、それを持ち帰ってもらって、いろんな試験にかけております。</p> <p>現在出ている土と、小石原の土と似通ったものが、大体このお示ししている図面の中で約3カ所ほど、これ、今出ている陶土の近く、付近、近辺ではございますが、そういったところでは、可能性としてあるという報告でございますので、量についてはです、先ほど申し上げましたように、今後ボーリング調査等を行って、正確に把握する必要があると、そういった方法を考えていかなければならないというふうには思っております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>現状として差し迫ってないので、ボーリング調査に進むか不透明なんだろうと思いますが。</p> <p>実際、土質試験をしたところによって、現状の小石原焼の土と変わらないものであったのか、そのまま焼き物として適しているのかという部分は分かるのかなと思うんですけども、その判定に関しては、もう小石原焼の土として使えるようなものだったという断定をしいものなのかどうか、お尋ねします。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>現状におきましては、この調査を踏まえましたところ、小石原焼の陶土として適しているというふうな結果を貰っておりますので、先ほど申し上げましたように、量的にはちょっと分かりませんが、土質としては適しているということでございます。</p>

委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>7款2項1目の観光プロモーション事業について、ちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。</p> <p>補助金についてはですね、一覧表またはこの事業成果説明書の中でですね、金額は入っております。</p> <p>ただ、この観光プロモーション事業自体をどういう形でですね、まず、この補助事業の中に入れるようなことをですね、どういう査定をしておるのかと。</p> <p>それから、ここに最終的な金額が出ておりますが、この補助金ですね、額については、どこで最終的に結果を図っておるのかということのところですね、内容についてお知らせいただきたいんですが。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>この観光プロモーション活動に係る補助金につきましては、この補助金要綱に基づいて行っております。</p> <p>これは27年に要綱を作っておりまして、東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略、これに基づいて観光的なPRを行う団体に対して補助を行うということで、金額につきましては、対象経費となる経費の90%以下で50万円以内ということにしております。</p> <p>決定につきましては、特設委員会とかいうのは設けておりません。役場の庁議の中で、これ1日と15日に行っておりますが、その中で審査をいたしまして、妥当なものについてはそこで決定をして、補助をしているという状況でございます。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>委員会はないと、庁議の中で決定しておるということですが、今言った要綱の中で、ただ、その要綱に沿ってれば、事業効果が見込めるも見込めないも何も関係なく、すぐ受け付けをすると、というようなことになってはいないかということをご心配するんです。まずね。</p> <p>要綱どおりだったら、結局事業の中身はともかく簡単に受け付けて、やっておるのが今の現状でないかと、私は思っておりますが、その辺りはどうですか。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>基本的には先ほど申し上げました総合戦略の中で位置づけられた事業に類似するものというか、それに関連するものということで、まずは担当課で精査いたしております。その上で、庁議の中で当然精査をいたします。</p> <p>本当にふさわしいものなのか、そこ辺りをですね、精査をさせていただいて、決定はしているところではございますけれども、その辺りには、議員おっしゃられるようなことには十分注意してですね、内容を検討させていただいて、決定はさせていただいているところでございます。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>そうしますとですね、今までこの事業で申し込みをして、審査をしたということであれば、それでは落ちたところもあるんですか、今まで。</p> <p>今まで申し込みをして、お宅のはちょっと違いますよというのが、この令和3年度にですね、そういう事案はあったんでしょうか。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>令和3年度ではと言いますか、令和2年度、3年度では、選択をされなかった事業というのはございませんでした。</p> <p>内容的にはいろいろ収支を見まして、対象になる部分だということで精査しておりますが、団体として非該当になった団体はなかったと思っております。</p>
委員長	10番 伊藤委員

10 番	<p>事業のね、事業効果がないものとかいうものを精査しない限りは、ただ受け付け、条項によって受け付けがあったらやりました。受け付けたら、今度は断るのもなかなか断りにくいところも出てきますよね。これはもう生き活き基金についてもそう。</p> <p>だから、そういうものについては、きちっとした要綱を定めて、その中で、効果のあるものじゃないと駄目ですよと、というようなことが一番大事なことじゃないかと思うんですよ。</p> <p>ただ、この要綱に合っているから、それだから、もうしました。代表者が変わったら、また同じことでもできるという形にもなりますよね。</p> <p>だから、事業として本当に村に効果をできるのかということ、しっかりですね、受付時点から精査しないことには、駄目じゃないかと思はいます。</p> <p>それから、この助成金を払ってますよね。これ、結局50万とかいろいろあるんですけども、精査時点で、この補助金ですね、報告書は妥当であるのかというところは、どこで見てこの数字を、補助金を出しておるのですかね。</p> <p>例えば、極端な言い方をすると、人件費が高くて何でも金額的なものはない。ただ、数字的には、合ってればいいとか、いろんなものがあると思うんですよ。</p> <p>その人件費とかいう話はですね、ただ、これは事例として言っただけですけども、そういうところの精査はですね、じゃあ、事業効果はあったのかと、どの程度見込めるのかとか、そういうものについても精査をして、それでこの補助金を出しとるという形が本当の形ではないかと思うんですけども、その辺りのところはどのようなやり方をされているか、教えてください。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>まず、その事業の内容につきましては、要綱にもございますが、村のPRそれから観光客の呼び込み活動を企画立案し、実施した団体と。ちょっと要綱上はですね、こういった大きなことになっておりますが、内容的にその辺りをまず審査させていただき、経費等についても、人件費等は、関係者は当然該当しません。</p> <p>経費も村の補助金交付要綱どおりにですね、見積もり等も、合い見積もり等も貰っていただき、その辺りを精査して、最終的に精算の段階で、該当するものに対して補助をさせてもらっているというような現状でございます。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10 番	<p>課長ね、今の中での、合い見積もりをとかいう言葉が出たけど、それは何の見積もりを取れるわけですか、事業でやっているのに。</p> <p>なんか言葉上ちょっと違うんじゃないかなと思いますが。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>すみません、失礼しました。</p> <p>先ほどの合い見積もりというのは、例えば、備品類をですね、用意したりとかそういうことで、人件費等については、当然そういうのはございません。</p> <p>需用費に係るものとか、大きく10万円以上するものというのは、当然そういったことをさせていただいているということでございます。</p> <p>人件費については、当然適正価格というものもございまして、その辺りはきちっと精査をさせていただいているところです。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10 番	<p>私が言うのは、精査時点のときにね、どういうきちっとしたものをやっているかと聞いてるのに、そこで、精査時点で合い見積もりをとか、そういうものはあり得んでしょう。実質事業が終わった後の話だから。</p> <p>それを尋ねているんだけど、そういうことを、違うことを言うから、それはなんでですかと、違うでしょうかと、先ほどから何度も言っているんです</p>

	よ。しっかりした答えをお願いします。
委員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進 課長	<p>すみません。ちょっと言葉が、申し訳ないです。</p> <p>合い見積もりというのは、基本的に予算の段階で、最初に計画書を出していただくときに取っているものです。これは、自分はそう思っておりましたので、大変申し訳ございません。</p> <p>精査の段階においては該当するもの、人件費とか、そういった先ほど申し上げましたように、そういった中身を見させていただいて、最終的に決定して、交付をしているということでございます。</p> <p>当然、事業効果も見ておりますし、当然その前にパンフレットとかもですね、予算、計画書の段階で出てきますので、その実績等を踏まえて補助決定をしているということでございます。</p>
委員 長	3番 佐々木委員
3 番	<p>その観光プロモーションなんですが、総務課の中であつたんですけど、岩屋地区の岩屋地区活性化計画ということで行っている事業がありました。</p> <p>観光プロモーションの中にも宝珠山地域づくり協議会ということで、ヤマメの缶詰販売が出ておりますけれども、確かに、代表者の名前が違うので、違う組織だろうと最初思っていたんですけど、中身を見ると同じような方たちがやっているんじゃないかというふうに想像したんですけども、これは、地域づくり活性化計画というか、活性化の事業の中で、この観光プロモーションの、このヤマメのことについてはできるんじゃないかというふうに、ちょっと外部の人間として思うんですが、いかがでしょうか。</p>
委員 長	村長
村 長	<p>観光プロモーション事業に対して、さまざまなご意見をいただいておりますが。</p> <p>村からのこういった振興関係の補助としてですね、観光プロモーション。先ほどちょっとありました地域協働の村づくり、もう1つありました生き生き基金ですね、そういった事業を行っているところで、村としては、先ほど採択されなかった分があるかという部分については、課長会の中で、元々設置された事業の趣旨に則って、観光プロモーションで出た事業についても、これは地域協働の村づくりのほうの方がふさわしいんじゃないかということで、申請を出し直してもらったりとかですね、そういったところはあるということ、期待される事業効果と補助金の内容について検討を行いながら、精査を行っているところであります。</p> <p>先ほど佐々木委員さんのほうから質問ございました、観光プロモーション事業の中での宝珠山地域づくり協議会、これについては、ヤマメの養殖をやっている中で、一つそういった特産品を作ろうという形でヤマメの缶詰を作る。これが観光プロモーションの中で補助申請があつて、それが採択されたという部分ですね。</p> <p>もう一つの、岩屋地域の地域づくりについては、それも少し養殖等も含む部分ではございますが、全体的に岩屋地区の振興をどうするか、岩屋地区の景観づくりをどうするか、そういった課題に基づいてさまざまな取り組みをやっていくという形で、将来計画を作ったというふうに考えております。</p> <p>将来計画については、10月だったですかね、に計画が出されて、それについて事業の採択を行ったところで、それに基づいて今、岩屋地区のほうで事業が行われているということで、直接団体というか、事業団体は一緒であると思っております。</p> <p>ただ、事業の中身と目的がちよっと違っているということで、今回については、ちよっと同じ名前の団体ということで、事業内容について、その事業効果を求める目的等ですね、そういった部分を精査した上で、2つの事業に対し、岩屋地区が母体</p>

	になる組織でございますが、採択をしたということになっているというふうに、ちょっと自分としては理解しているところでございます。
委員長 3番	3番 佐々木委員 確認です。 そしたら同じ団体であっても、大まかな計画の中の一部が特化してやるということも、今後もそういうことは、認めていただけることが多々あるんじゃないかというふうに受け取りますが、そういうことでいいですか。
委員長 村長	村長 一つの観光プロモーション事業として、同じ団体が似たような事業を持つてくるというのは、ちょっと採択の関係でどうなるかというのはございますが、先ほど言ったのは地域協働の村づくり、これについての岩屋の分については、事業主体が行政区となる、行政区が将来計画を作った上で、その課題を解決するために事業を行うというものですね。 観光プロモーションについては、イベントとかそういった観光的なPR事業、そういった事業に対して行うものであります。 岩屋の地域協働の村づくりは、地域に対して、地域の事業にはなるんですけど、地域ぐるみで行う事業に対して補助を行っているというところで、2つ出せば通るといところからいくと、ちょっと違う感を持っていただきたいと思います。 ただ、観光プロモーションで行う事業と地域協働の村づくりの、いわゆる活性化、上限30万円のやつですね。その美しい景観づくりとか安全・安心な村づくり、そういった事業の目的に合うものであれば、プロモーション事業と地域協働の村づくり事業の申請者が一緒であっても、重なる部分がなければ、採択できるんじゃないかなというふうに思っております。
委員長 3番	3番 佐々木委員 岩屋地区の事業に対して、私はとやかく言うつもりは全くありません。むしろ賛成の立場でお聞きしているところなんですけれども。 このプロモーションについての、いろんな販売事業とか、主催事業でやる中で利益が上がってくると思いますが、そういった利益は、その主催者が受け取るのか、こういう会計の報告は、当然役場のほうに提出はされると思いますけれども、そのことで、またいろいろ主催者に意見とかが役場のほうからあるのか、指導がですね。そういったことを聞かせてください。
委員長 ふるさと推進課主査	池田主査 観光プロモーション補助金は、事業が終わった後に実績報告を出していただくんですけども、そこで会計上の決算書類は出していただくようになっております。 その中で、事業を行ったことで事業収入が発生する場合がありますけれども、その場合は、全体の総事業費から収入となる部分を除外して、そこに90%を掛けて補助金額を確定するというような流れを取っておりますので、そのように処理をさせていただきます。
委員長 6番	6番 高橋委員 関連して、観光プロモーション、引き続きで申し訳ないんですけども。かなりこの観光プロモーション、年数を重ねてきております。制度も若干自己負担が発生してきたりしておりますが、要は、経費の支出のところですね。 例えば、同じ何人かでグループを作っている場合もあるでしょうし、やり方はいろいろあると思いますけれども、関係者の中のものを買上げるであったり、関係者への人件費というのがわたっているということはないんでしょうか。
委員長	池田主査

ふるさと推進課主査	観光プロモーションで購入をする備品類ですとか、スタッフを雇ったときに人件費なんかをお支払いする場合がありますけども、そういったのは団体の中で関係者に所属をするような経費については、認めていないということでございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>別の質問をさせていただきます。</p> <p>質問と言いますか、資料を徴求したいのでお願いします。</p> <p>決算書のほうにしかない部分なので、まず、30ページ、決算書の2款1項11目の地域交通対策費に係る部分の、12節の地域交通計画策定委託料。補足資料で出していたのが概要版ということでした。</p> <p>やはり今後の部分と、こういったアンケートであったりとか数字的な部分ですね、というのがあって、この概要版のいろんな何パターンかの計画になっているかと思えます。</p> <p>その根拠になる部分をぜひお示ししていただきたいので、概要版ではなく正式版と言いますかね、ページ数かなりあるとお聞きしましたがけれども、情報共有ということも踏まえまして、改めて提出をお願いしたいなと思っております。</p> <p>もう1点ですね。</p> <p>28ページの2款1項6目の企画振興対策費に係る部分の12節委託料、ほうしゅ楽舎の運営支援業務委託料になるのでしょうか、最終的なほうしゅ楽舎の、いろんな計画の再編が行われたりしておりますので、最終版の計画ですね、5月に策定されたということですので、その正式版のすべてが載ったものをですね、お示ししていただきたいなと思えます。</p> <p>委員長にお願いする形になるかと思えます。</p>
委員長	<p>それでは、今言った徴求資料は、届けることはできますか。</p> <p>よろしいですか、徴求書類、提出をお願いします。</p> <p>2番 樋口委員</p>
2番	<p>成果説明書の50ページをお願いします。</p> <p>7款1項6目東峰村観光拠点づくり周遊促進事業について、でございます。</p> <p>この中で、陶の里館改修設計監理業務で280万5千円があります。</p> <p>それから、その関連だと思いますが、その下に工事費、陶の里陶器販売情報コーナー改修工事3,666万1,680円とあります。</p> <p>まず、設計監理委託ですね、前と同じような質問なんですけど、たぶん陶器組合からの要望ですね、もう陶の里館も完成してしばらくになりますので、改修をとということではございます。</p> <p>そのときの業者の選定とか、どういうふうなコンペをしたのか、あるいは指名競争入札であったかを、まずお聞きします。</p> <p>それから、この改修工事の面積ですね、それを併せてお尋ねしたいと思えます。</p>
委員長	池田主査
ふるさと推進課主査	<p>まず、陶の里館改修設計監理の業者の選定なんですけれども、こちらは指名競争入札で決定をしております。</p> <p>面積につきましては、少しお待ちいただいてよろしいでしょうか。</p>
休憩	
委員長	<p>時間がかかりますか。</p> <p>それでは、換気休憩をしたいと思えます。</p> <p>40分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(14時34分)</p>
再開	

委員長	休憩前に引き続き、質疑を再開します。 <p style="text-align: right;">(14時40分)</p>
委員長	池田主査
ふるさと推進課主査	まず、陶の里館の改修設計の指名業者は、5社でございました。改修した面積につきましては、194.79㎡でございます。
委員長	2番 樋口委員
2番	この改修工事は、大変陶器を販売する上において、大切なことだとは認識しております。 この設計審査にあたりましてですね、例えば陶器組合の方とか販売組織の方とかと、何かいろいろな話し合いをされたのかどうか、お聞きしたいんですが。
委員長	池田主査
ふるさと推進課主査	今回のこの陶の里館の改修にあたってはですね、トーキョーディネーター事業の中で3部会あるんですけども、B to C部会という部会の中で協議をさせていただきました。 その部会にはですね、陶器組合加盟の窯元さんが7軒入っております、それから、道の駅の駅長さんにもご参画をいただいて、さまざまなご意見ですとかご要望などを協議して、設計をまとめさせていただいた経緯がございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	成果説明書の27ページをお願いいたします。 2款1項26目地域おこし支援事業費についてです。 その部分の家賃に係る部分なんですけれども、企画政策課の中でも空き家対策の部分について少し触れましたけれども、この地域おこし協力隊に貸し出している家自体がですね、かなりもう長年空き家ながらずっと協力隊のおうちということで、なっているかと思えます。 結局、どういうことが村で起こっているのかということ、比較的状态が良い空き家が、役場が抑えて協力隊に貸しているという状況なので、一般の方に状態が良い空き家というのが、なかなか市場流通しないというか、なっております。 現況として、契約としてですね、要は、かなりの長期で借りるということを契約しているのか、1年ごとなのか、どういった形で協力隊のために、家を借りますというふうになっているのか、お尋ねします。
委員長	和田係長
ふるさと推進課係長	協力隊の家についてはですね、まず、各協力隊を派遣する事業所が探していただきます。その中でですね、家主、大家さんと話がついたところで、一応ですね、協力隊3年というところで、3年住む前提で1年更新という形にさせていただいております。 当初はですね、協力隊を募集する段階について、村のほうは積極的にですね、探した状況であります。 そのためですね、いろいろな情報、区長さんや地域の方の情報を得てですね、今6軒あるわけですけども、その中の物件を抑えて借りているという状況です。
委員長	6番 高橋委員
6番	協力隊の定住という部分に関して申し上げたいのが、結局協力隊任期満了もしくは途中任期で終わって、なおかつ村で仕事をされる、あるいは村にもう少し滞在というかですね、住みたいなという中で、結局協力隊が終わったら、その家を出ざるを得ないような状況になっていないかなど。 それは、協力隊の家として、また使いたいからという話になってないんでしょうか。

委員 長	和田係長
ふるさと推進課係長	<p>協力隊の家についてはですね、一応村が協力隊の家という形で抑えている状況があります。確かに、協力隊の方が任期満了で3年経った後ですね、なかなか家探しに苦慮しているというのは聞いております。</p> <p>ただ、2年、3年目の中でですね、やはり空き家も出てきますので、その中で協力隊員さんも空き家を探すということをですね、努めていただいているところがございます。</p>
委員 長	6番 高橋委員
6番	<p>そうであれば、そのままのそこの家に住めるような状況であれば一番いいのかなと思うんですけども、なかなかその、おそらくお支払いしている家賃も、協力隊を辞めた後に協力隊の方が新たに事業をしたところでは、難しい家賃体制になっているのかなというの考えられますが、その辺の家賃設定というのは一体どういうふうになっているのか、お尋ねします。</p>
委員 長	和田係長
ふるさと推進課係長	<p>家賃設定についてはですね、面積に応じてお支払いしております。</p> <p>ちょっとすみません。規模を忘れましたけど、ある一定の大きさから3万円と、それ以下についてはですね、1万円というような形に家賃設定をさせていただいております。</p>
委員 長	6番 高橋委員
6番	<p>ちょっとその空き家対策にも繋がる部分なんですけれども、やはり長い期間協力隊のおうちというよりは、住みたい方はいらっしゃるけど、家がないという状況を考えれば、協力隊の任期が終わった後は、要はリリース、解放して、空き家バンクであったりするほうに回さないで、結局協力隊としての定着率等々考える中でも、じゃあ、どういう人たちに定住を求めるのかというところの論理的な部分で、何がベストなんだろうなという部分を、やはり担当課としてもよく考えていただきたいなど。</p> <p>空き家を必死で見つけないと協力隊が入れないなら、一生懸命見つけて、そこをこじ開ければ、また新たな空き家を活用できるというのであれば、協力隊が使った後の空き家はかなり、要は、改修とかが進んで優良な空き家ということであれば、非常に移住・定住の中でも有効な物件になってくるのかなと思いますので、行政としては非常に新たな空き家を見つけるのが大変なので、うーんと言いたくなる部分もありますが、ぜひ、その定住という部分で担当課として検討を進めていくべきではないでしょうか。</p>
委員 長	村長
村 長	<p>ちょっと空き家対策、定住対策、全体的な部分になってまいりましたので、私のほうで答弁させていただきたいと思います。</p> <p>元々地域おこし協力隊のミッションとしては、いろんなミッションがございます。その中に地域との交流、また最終的には地域への定住という目的がある中で、やはり村としては民間のアパートもないという話の中でですね、やはり空き家の確保を一番最初、協力隊の制度を始めるときには、いろいろと一生懸命探してですね、確保をしたという経緯はご存じのことかと思っております。</p> <p>その中で、やはりそれぞれ一軒家、例えば、二階家とかをですね、1人で住むという状況の中で、広すぎるという意見も確かにいただいております。</p> <p>村としては、今後定住施策の住宅の確保という面で、まず、これは農林建設課のほうにはなっておりますが、単身向けの住宅をですね、できるだけ早い時期に整備したいという考えを持っております。</p>

	<p>ですので、よその町とかに視察に行っても、地域に定住という部分の観点は、地域にいればいい、その中でそういった単身向けのアパート等ですね、住んでいく中で、地域の中に住む場所を探していく、また、そういった形で進んでいっている部分もあるというふうに聞いておりますので、いずれにしても今空き家を借りているところ、これまでのいきさつとしても、それをそのまま退任後も使いたいという意向があった中でも、やはり個人との賃貸よりは村のほうじゃないとねという意向もあったりとかですね、ちょっとその辺のハードルも、やはり条件整備というのは必要にはなっていないと思いますが、やはり空き家バンクの空き家の登録が少ないという中、また、協力隊さんを受け入れるにあたって住むところの確保、この部分を解消していったら、協力隊の方がいろんな形で村にかかわって、村の魅力を感じて、最終的には定住に結び付けていただけるようにですね、住宅施策を含めまして、村としては考えたいというふうに思っておりますので、これについては、検討というよりは実施したいというふうに思っているところであります。</p> <p>最終的には1戸建ての空き家については、やはり目的を持ったというか、あくまで持ち主さんの意向にもよりますが、賃貸なのか売買なのかという部分の中で、やっぱり空き家バンクのほうへの誘導というのは、方式としては賛同というか、やるべきことかなというふうには思っているところであります。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>31ページをお願いします。</p> <p>2款2項1目税務総務費ですが、ふるさと納税はふるさと推進課でよろしかったですかね、ふるさと納税のところでございます。</p> <p>ふるさと基金積立金が2億9,600万余りあります。担当者の非常な頑張りに敬意を表したいと思います。</p> <p>その前にですね、ふるさと納税業務委託料というのが約7,000万ぐらいあります。これは何か、相手先はさとふるとかスターシードのことなのか、ちょっとよく分かりませんが、何社かあると思いますので、その名前と、どんな業務を委託しているのか、簡単にご説明をお願いしたいと思います。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>その業務委託料の、まず何社かということでございますけれども、一応ですね、今納税をポータルサイトに委託しているのが6社ございます。</p> <p>その中で、一応さとふるは、さとふる独自でやっていますので、あと5社については、スターシードのほうにすべてお任せしておりますので、さとふるとスターシード、実際取り扱っているところは、その2社というところになりますけれども、その下には、スターシードがいろいろ取りまとめているのが5社で、さとふるは別で1社ということで、全体では6社で、委託料として直接支払をしているのは2社。</p> <p>失礼しました。</p> <p>業務内容でそれぞれ違う部分はありますので、それぞれ払っている部分と、またスターシードが一括して受けている部分については、スターシードに支払いをしていると。ちょっと若干複雑にはなっておりますが、全体では6社ということでございます。</p> <p>業務の内容につきましては、基本的には寄附の受け付けですね、それから返礼品の調達、返礼品の送付というのが主な業務ということになっております。</p>
委員長	6番 高橋委員

6 番	<p>関連質問でお願いいたします。ふるさと納税についてです。</p> <p>返礼品の部分で、一覧を見せていただいたんですけども、なかなか県共通のものが多くという助けられている現状があるんですけども。陶器のほうもかなり頑張っ上って行っているなどというのは実感しております。</p> <p>その中で村の農産物という部分がなかなか伸びてきにくいのかなという中で、特にお米等々は村としても押している中でなかなか伸びない理由、現状の分析等、もしよければお願いします。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>おっしゃられるとおりですね、農産物の返礼品というのを推進委員会のほうでもかなり検討しております。新しく開拓なりをしていきたいと。</p> <p>特に米はですね、今までございましたけれども、量的な問題とか品質管理であったりするところがございますので、やっぱり個人では難しい面もございます。</p> <p>昔と言いますか、以前までJAのほうにも委託というか、商品としてあげていただいておりますけれども、やっぱり量的なことがございまして、その辺りでどうしても返礼品としては人気があるんですが、量的にはこういうふうな形で、上位50傑とかですね、そういう中には載ってきていないというのが現状でございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6 番	<p>可能性という部分で、検討できないかなという部分があるんですけど。</p> <p>やっぱりお米、農家さん、ほぼ作られていたりする部分で、一つ考え方を変えて、縁故米自体をふるさと納税に折り込めないかなというところが、できるのか、できないのか。</p> <p>やはり個人農家さんで結構な割合縁故米という形で、家族、親せきに売っているというよりか配っているような状況だと思うんですね。</p> <p>それが、村外の方に供給というかですね、されるようなことであれば、ふるさと納税の制度を活用できれば、逆に、要は、それに対する代金もふるさと納税から入ってきて、なおかつ輸送料までこれ、ふるさと納税出るんですね。</p> <p>ということを考えて、ちょっとその縁故米という部分の可能性という部分に関しては、今まで検討したことがなかったのかどうか、お尋ねします。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>かなり難しい問題かなと思います。縁故米についてはですね。</p> <p>確かにおっしゃられるとおり、こういったことが活用できればいいのかなと思うんですが、その辺りは推進委員会のほうでも年2回会議等を行いまして、米の返礼品としての取り扱いというのはだいぶ検討をさせていただきました。</p> <p>その中ではちょっとそういった縁故米まではですね、触れてなかったというのが、今の現状ではございます。</p> <p>今後については、どうするかというのもございますが、そういったことも踏まえつつですね、推進委員会の中でも検討をさせていただきたいというふうには思います。</p>
委員長	6番 高橋委員
6 番	<p>あまり提案ごとになるとよくないのかなと思うので、この辺で終わりたいんですけども。</p> <p>売るものばかりを集めるのじゃなくて、逆にお金に換えられるものをふるさと納税に返礼品として導入していくという論点を切り替えていくと、まだ、東峰村でいろんな生産物があるかと思しますので、ぜひ、一番東峰村の人たちの中で、村外に出て行った方で協力していただきたい方々というのは、村出身者であったり村の関係者という方々が、やはり村に小さい頃お世話になったから、それをふるさと納税で返</p>

	<p>す。</p> <p>そういった意味合いからふるさと納税の仕組み自体ができてきていますので、ぜひ、今商品として並んでいるもののふるさと納税だけじゃなく、いろんな視点からぜひ、検討していただきたいなと思います。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>おっしゃられるとおりで、ふるさと納税の趣旨はですね、元々そういうことであつたというふうに思っておりますので、その辺りを今後も推進委員会の中で、また、担当課の中でもいろいろ検討をさせていただきたいというふうに思います。</p>
委員長	<p>これをもちまして、質疑を終結いたします。</p> <p>次は、農林建設課に移ります。</p>
休憩	
委員長	<p>3時10分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(14時58分)</p>
再開	
委員長	<p>休憩前に引き続き、農林建設課の質疑を行いたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">(15時10分)</p>
委員長	<p>所管のページは、お手元に配布しております、費目ページ一覧表のとおりです。</p> <p>農林建設課の質疑はありませんか。</p> <p>2番 樋口委員</p>
2番	<p>51ページをお願いします。</p> <p>7款2項6目美しい村づくり事業費の中に、左の欄の下から2行目、委託料景観整備とありますが、どういったところに、どんな内容で委託をしているのか、お尋ねいたします。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>他のところは、ここでいいんですか。農林建設課は違うんですね。ここは入らないんですね。失礼しました。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>成果説明書の13ページの中の使用料ですね、この中の公営住宅の使用料について、お尋ねをしたいと思います。</p> <p>まず、この公営住宅は、一部特別住宅で退去された件もありますが、今現在ですね、この未収というものについて、発生しているのか、いないのか。また、あればどの程度あるのか、というものについてお聞かせいただきたいんですが。</p>
委員長	井上係長
農林建設課係長	<p>未収金ですが、最新の情報ですが、令和4年8月24日現在の住宅使用料の滞納額がですね、425万円となっております。以上です。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>大変なる額が未収として残っておるということでもあります。</p> <p>先ほどですね、ふるさと推進課の折にも村長のほうから、住宅を建てていきたいというような話もあつておりました。</p> <p>それで、その中でですね、未収また、このものを回収することがですね、非常に職員の負担になっておるというようなことで、昨年から、小松団地を建設の折には、民間事業者によるその管理を任せるといったようなことでのやり方ができてきたかと思うんですね。退去とか未収入の分については支払っていただくというのは、もう民間に任せると。そして業務負担を減らそうというような形で小松団地は取り扱いをあつておるかと思っております。</p> <p>現在、小松団地においてですね、そのものについては、そういうものがまず小松団</p>

	地に発生しているのか、いないのかというのを、まず教えてください。
委員長	井上係長
農林建設課係長	<p>小松団地につきましては、定住促進住宅という部類に入ります。</p> <p>その定住促進住宅ですが、小松住宅、あと中原住宅ですね、が定住促進住宅になっております。</p> <p>定住促進住宅につきましてはですね、今のところ滞納はない状態でございます。以上です。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>ただ、民間委託は小松団地だけかな、中原団地は管理委託が変わっているかと思うんですね。村がやっていると。</p> <p>結局住宅使用料については、小松についても、また村がやると。ただ、滞納が起きた場合については、結局民間の会社が滞納について払って、それを督促をします。金額については保険業者というか、民間業者がやると、契約についても民間業者と住居者というような形のシステムであったかと思えます。後でまた、それは説明していただければいいんですが。</p> <p>その中でですね、今後についてもですね、やはりそういうものが良ければ、そういう取り扱いをやっていかなきゃいけないんじゃないかと。</p> <p>そうしないと、なかなか先ほど言った金額等、これはいろいろありましようけどですね、そういうものも出でくると。</p> <p>やはりしっかりとした管理のできるですね、形をやっていかなきゃならないと思えますが、その辺りのところを、全体を含めてですね、お答えをいただきたいと思えます。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>先ほど委員言われたように、定住促進住宅と言われた小松団地につきましてはですが、その他にも定住促進住宅というものについては、今、入居者様と、あと保証会社様が、実際に入居前に保証契約を結んでですね、そして、もし家賃滞納がある場合につきましては、保証会社さんのほうから、その家賃の補填が来るといった仕組みになってございます。</p> <p>実際、そういうことで入居をしていただくような形になってございますので、家賃の徴収というところの業務につきましてはですね、確かに保険会社さん入っているということで、非常にそこは民間の活力が入っているという形でございます。</p> <p>実際、その中でですね、管理ですね、管理に関するところと言いますか、そちらについては、今もまだ役場のほうでやっているというのが、今の仕組みになってございまして、確かに、入居するときのような仕組みが取れるとですね、確実に、今先ほども井上のほうが申しましたとおり、定住促進住宅につきましては、家賃の滞納がないといったこともございますので、そういう滞納の防止には繋がっていくかなというふうには思っているところでございますが。</p> <p>いかんせん公営住宅とかいったところになってきますと、家賃がいろいろとまた入居者様によって変わったりですとか、いろいろ金額が変動するとか、そういったいろいろ問題もございまして、そういったところを少しずつ改善してですね、こういう確実に家賃等が回収できるようなことを考えていければというふうに思っています。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>ありがとうございました。</p> <p>それですね、要は、村におけるですよ、この住宅については、費用負担は発生していないということで、何も計上がありませんからね、民間業者に関しては、結局そ</p>

	<p>の業者のほうがやるというところになってくるかと思うんですね。</p> <p>費用は、決算上何もありませんので、費用負担は発生をしておらんとところで理解はしていきたいんですが。</p> <p>村長、最後にですね、この住宅を今後も建てたいという話が先ほどもありましたですね。建てるにあたって、やはりこういうものを推進していくのか、今までの住宅の管理のやり方をするのか、その辺りは、結局建てるか、もし建てることで考えていけばですね、どういう考え方を村長は持っているかというのを、最後にお尋ねしたいと思います。</p>
委員 長	村長
村 長	<p>定住にあたっての住宅政策になると思います。</p> <p>これまでの住宅についてはですね、村営住宅、低所得者向け住宅の困窮者に向けての住宅、それについては従前どおりでございますが、小松団地、中原団地については定住促進住宅ということで、先ほど課長が申したとおり、家賃保証会社との契約に基づいて、その保証、保証人の代わりにはなりますが、に保証していただくことで、先ほどのやり取り、滞納したときに保証会社が肩代わりをするという形になっております。</p> <p>ただ、全体的に村の住宅の管理というものを将来的に考えたときに、昨年から議会のほうとも認識の共有をさせていただいておりますPFIですね、PFIに基づく事業の中で、管理についてもPFI協会を通じた組織を通して管理までできないかというところを、今協議をしているところで、ちょっとまだ、確かまともってはいなかったと思いますが、そういったところが進んでいきましたら、やはりそういった住宅政策についても、やはり民間住宅というものが期待できない中でですね、村がある程度投資をする。しっかりと管理をする。家賃の収入について、きっちり皆様に納めていただく、そういった取り組みができるのではないかというふうに思っているところであります。以上です。</p>
委員 長	6番 高橋委員
6 番	<p>ちょっと住宅に関連する部分でお尋ねしたいんですけども。</p> <p>これまで宝珠山村で建設された猿喰の住宅があったかと思えます。今度定住促進住宅という形で募集し、もうたぶん入られたんだとは思うんですけども、いささか経年というかですね、年数が経ったわりには、すごい宝珠山地区としては高い家賃だったなという記憶があります。</p> <p>今後、定住促進住宅の経年劣化という言い方は悪いですけど、年数を重ねてまいります。その家賃に関しては、年数が経っていくごとにどういうふうな考え方をしているのか。</p> <p>公営住宅の場合は、ある程度決まりがあるのかなと思うんですけども、定住促進住宅は、その決まりは村で何か考え持たないといけないなとは思いますが、その辺は何か考えはあるんでしょうか。</p>
委員 長	井上係長
農林建設課係長	<p>住宅の種類ですが、まず、先ほど出ておりました定住促進住宅ですね、あと公営住宅、特定公共賃貸住宅、あと一般住宅とありますが、特定公共賃貸住宅につきましては、一応条例でですね、家賃が決まっております。</p> <p>その家賃につきましては、大体建築10年おきぐらいに家賃を見直しておりますので、定住促進住宅もですね、それに倣って家賃等の改定とかを行っていかうかと考えているところでです。以上です。</p>
委員 長	6番 高橋委員
6 番	<p>そうすると、なんか猿喰の住宅の家賃自体の募集が、経年しているわりには高い</p>

	<p>ような気がしたんですけども、そもそもの一般住宅のときからそれぐらいのものだったのか、そもそも一般住宅としての建設費を回収するために、高い家賃を設定しているのか、その辺をお尋ねいたします。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>先ほどの猿喰の住宅の件につきましては、一般住宅のところから定住促進住宅に変えたというときにですね、一度建物のリフォームをかけております。</p> <p>その上で募集をかけてございますので、その経年劣化と言いますか、1回そこを価値として戻しているというところがございます、そこでちょっと家賃等の価格は若干高めといった形になります。</p>
委員長	7番 大蔵委員
7番	<p>成果説明書の48ページ、6款2項10目森林環境整備事業費、環境税ですね。数年先に始まる制度で、前もって補助金がこんなに来ているわけでございますけれども。</p> <p>先日、新聞等々で、基金に積み立てているところが9割以上、あんまり森林環境整備に対して消極的じゃなからうかということでございます。</p> <p>私もこの整備を先送りしているように感じるわけでございますけれども、村独自で積み立てじゃなくて、基金に積み立てじゃなくて、整備事業に対してどういった取り組み、今やっているのは持ち主の意向調査等々ですかね、それじゃなくて、基金の分を将来に向けて森林整備のために使っていこうと、自分たちで工夫してですね、そういった考えはないか、お聞きします。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>委員おっしゃられるように、確かに環境譲与税につきましてはですね、基金積立だけじゃなくてですね、積極的に活用という流れで我々も考えてございまして、今、先ほど委員さんおっしゃられたように、森林の意向調査をやっているところでございますが、あと、その他にですね、やっぱりそういう調査をさせていただいた後には、やはり森林に関する、整備をするにあたっては路網と言いますか、そういったものの整備も必要になってきますし、そういったものの整備をしつつ、森林がしっかりと管理ができるような形で、この譲与税を使わせていただくようなことは、今考えているところでございます。</p>
委員長	7番 大蔵委員
7番	<p>将来かかる費用は、基金に積み立てても微々たるものだということで、やはり先ほどから言いますように、積み立てるよりも現在ある金を有効に使ってくれという考えも、マスコミ報道でもあっておりました。</p> <p>すぐに、どういったことをすれば整備に繋がるかというのは出てこないかもしれませんが、東峰村独自ですね、そういった整備事業を考えていただきたいと思っております。答弁はいいです。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>成果説明書の46ページをお願いいたします。</p> <p>この補足の資料のほうに基づいてお尋ねしたいんですけど、6款1項16目農地中間管理事業費についてです。</p> <p>小石原のほうだけしか、この集積というのは進んでいない現状なんだというのが分かるんですけども、ちなみにこの総面積の中で、集約されて実際にやっている団体と言いますか、要は、何グループであったり、そういった部分というのは現状として分かりますでしょうか。</p>
委員長	阿波係長
農林建設課係	高橋委員の質問になりますが、今回ですね、資料で追加で出させていただきます

長	りまして、小石原地区で約7haということですが、こちらすべてですね、すいとー小石原が中間管理機構と契約を結んでいるものになっております。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	小石原鼓も、同じくそういうことなんでしょうか。
委員長	阿波係長
農林建設課係長	1件ですね、東前田の分で約7畝ございますが、こちらは個人様1件ということになっております。
委員長	6番 高橋委員
6番	なかなかこの中間管理機構による集積というのは、進まないなと思いつつも、逆に、小石原地域がそれをフル活用されてですね、やっているかと思いつつ。今一度この中間管理機構の補助というかですね、制度的にどうなのかということ、村としてこの事業費、要は、事務的経費はかかっていますけども、逆に、その補助金等々に関しては全く見えない状況でもあります。その業務内容としては、この中間管理機構の事業費上がっていますけど、どういったものになっているのか、お尋ねします。
委員長	阿波係長
農林建設課係長	中間管理機構につきましては、現在、小石原地域と鼓地域にある分につきましては、28年頃だったと思いますが、その頃お話があって、まとめてですね、すいとー小石原並びに、もうお一方は個人様、そちらはちょっと今回のかかっていますが、今、この制度を利用しているということでもあります。まず、中間管理機構としましては、福岡県のやり方としましては、年2回ですね、借りの方が申し込みをしまして、大体半年程度かかって、いわゆる利用権設定という契約ですね、土地の貸し借りをするような制度ですので、なかなか期間がかかるというところで、いわゆる農業委員会ですしている利用権設定ですね、25日受け付けて、翌月にはもういいですよって、そういうスピード感がないというところは、一つあろうかと思いつつ。中間管理機構活用のメリットとしましては、委員さん言われたとおり、機構の交付金というのが面積に応じてありますので、その辺りが一つのメリットであります。なかなか村のほうとしましてもそこまでですね、PRですね、その辺りちょっとなかなかできていないのかなと思いつつ。あと、中間管理機構の事務的なものというところですけども、事務的なものとして交付金と言いますか、10万円ほど来ていますが、その事務経費につきましては、県なりから来る広報誌などをPRするために、村の広報誌に載せるといったところ程度でございます。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	同じく補足資料のもう1個下です。成果説明書53ページ、8款2項1目道路橋梁費の橋梁点検、定期点検支援業務委託ということで、細かく説明をしていただいております。この委託自体はもう随意契約ということなんでしょうか。
委員長	農林建設課長
農林建設課長	この契約につきましては、今は随意契約をさせていただいております。
委員長	6番 高橋委員
6番	この建設技術センター以外に、この福岡県内では、しているそういう事業者がないというような事業に当たるんでしょうか。
委員長	農林建設課長
農林建設課長	今、一般公益財団法人の福岡技術センターと随意契約させていただいているというのは、一応この企業が県内の橋梁点検等かなり受注されて、実績も非常にござい

	ますということと、あと、一番安価でこのところが実施できるといったところですね、今、随意契約させていただいているところでございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>本村では技術職の職員さんがいらっしゃらないので、こういう委託しか選択肢がないのかなというところもあるんですけど。</p> <p>聞いたところによれば、そんなにこの点検自体が何でしょうね、特段何かの資格が要ってというふうな話でもないようなところではあるんですけども。</p> <p>例えば、今、そんなに災害があって余力がないんですけども、東峰村役場のほうでそういった部分を先導してできるようなものなのか、あくまでも委託しないといけないものなのか、その辺の最後、ちょっとお尋ねをさせていただきます。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>委員おっしゃられたように、この点検につきましては、村の、例えば橋梁が、規模が小さければですね、近接目視、目で見て点検するということになりますので、研修みたいなものを受けてですね、村の職員で点検ができないことはないというふうに思っております。</p> <p>ただ、やはり橋の長さが15m以上とかいうようになってきますと、なかなか例えば高さだったりとか、そういったのが高くなってきて、特殊車両が必要になってきたりというのもございますので、そういったところはなかなか職員だけではというところは、難しいというところはございますが、そういう小さな規模のものであれば、実際はそういう職員で対応ができるというところは事実としてありますが、ただ、今の現在ではですね、申し訳ないんですけども、その体力、余力がないということで、小さな橋梁につきましても、今は外注させていただいているという実態でございます。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>63ページです。</p> <p>一番上の11款1項1目災害復旧総務費です。</p> <p>2行目に委託料、技術支援業務委託等とあります。1,880万円ですね。これの委託の内容と委託先、たぶんこれ九州北部豪雨からかなというふうに、自分で推測しているんですけども、いつまでこういった委託をするのかですね、そういったことを予想を含めてお尋ねいたします。</p>
委員長	災害対策室長
災害対策室長	<p>樋口委員おっしゃるとおり、これは1,880万、ほとんど技術支援業務、等と書いておりますけど、が主でございます。</p> <p>内容はですね、端的に申しますと、技術者を民間のほうから1人派遣していただくと、人的派遣でございます。今回は1人です。3年度はですね。</p> <p>委託先は株式会社アクアテルスという会社でございます。アクアテルスという技術派遣会社でございます。</p> <p>将来につきましてはですね、私どもも予算等もありますのでですね、どこまで雇い入れられるかどうかですね、ちょっと判断するところではございませんが、できるだけ災害がですね、終わるまでは要望したいなどは思っております。以上です。</p>
委員長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>引き続き、認定第2号「令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について」、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高橋委員</p>
6番	成果説明書の71ページをお願いいたします。

	<p>2款1項1目公債費に係る部分です。</p> <p>災害のほうが落ち着けば簡易水道の収支状況もある程度落ち着いてくるかなというのは、照らし合わせてみると分かるんですけども、やっぱり大きいのは公債費に関する部分だと思います。</p> <p>この公債費残高も1億7,000万ほど積み上がっておりますけれども、大体これ長期の借入れなのか、大体最長でどれぐらいあるものなのか。</p> <p>おそらく簡易水道なので交付税措置というのがないものになるのかなと思うんですけども、その辺の実質の公債費率というかですね、その辺も併せてお尋ねいたします。</p>
委員長	村長
村長	<p>簡易水道事業における特別会計、この部分ですね。</p> <p>通常の整備にあたっては、確か25年だったかな、結構長期の起債になります。</p> <p>これ、ちょっと内訳の金額までは分かりませんので、もしあれだったら後で準備させたいと思います。</p> <p>その中で災害復旧事業の部分につきましては、交付税措置がございますので、交付税については、一般会計のほうに入ってきますので、操出金の中で公債費の交付税措置がされている部分と通常の簡水債の償還金の2分の1の部分を、一応一般会計から繰り入れているということで、簡易水道事業特別会計の独立会計としては、一般会計からそういった部分の経費は入っているということでございます。</p> <p>ちょっと詳しい数字はまた準備させますので。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>併せてなんですけれども、補足資料の確認事項の3番ですね。成果説明書の66ページの1款1項1目使用料についての部分で、閉栓数であったり、休栓数というものもお尋ねさせていただきました。</p> <p>現状として、人口が減少して空き家も増えていく中で、契約件数というのがどんどん下がってくるのかなと思います。</p> <p>やはり使っていただく、開栓していると月額使用料というのが毎月必ず発生するので、経営的には安定化が図れますけれども、やはり今後難しくなってくる状況も見ております。</p> <p>数年前にアセットマネジメント作成されたと思うんですけども、当分の間大丈夫ということで、前課長からお聞きはしてたんですが、大体この契約件数であったりする部分が、何件ぐらいまで落ち込んでくると、その収支状況が厳しくなるのかというのは、たぶんそれを紐解かないと分からないと思うんで、もし、調べて分かるようでしたら、どれぐらいが損益分岐点なのかという部分を、ちょっと数字として出していただきたいなと思います。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	調べさせていただいて、ご回答させていただければと思います。
委員長	課長、それ、いつ回答が出ますか。
	村長
村長	<p>先ほど農林建設課に確認いたしました。</p> <p>アセットマネジメントの中で、そういった損益分岐点のような試算はしていないということで、今、ちょうど今年度事業で簡易水道事業の法適化の事業をやっております。その中で今、試算をしている最中ということでございますので、ちょっとたぶん今日、明日でその数字が出せないというふうには思っておりますので、それについては、またの機会という失礼になるんですけど、お願いしたいと思っております。</p>
委員長	高橋委員、それでいいですか。はい。

	2番 樋口委員
2番	<p>68ページをお願いします。</p> <p>1款1項1目一般管理費の中に、水道施設災害復旧工事費、設計で470万、災害復旧工事費で1,900万が上がっています。</p> <p>他の工事は、それぞれの浄水場系統で工事費上がっているところもありますが、一般管理の中の、この工事は、こういった場所で、こういった工事の内容なのかをお尋ねします。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>この災害復旧の工事と設計でございますけども、橋梁に水道管を添架するという工事を実施するものでございますが、延田橋と中尾橋と伊王寺橋、3つの橋梁の工事を施工しているところでございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>決算書の96ページをお願いいたします。</p> <p>1款1項1目の一般管理費の中の26節公課費、消費税ということで上がっております。行政の中でも消費税を払う科目があったんだという部分なんですけども。ちょっと一般質問させていただいた経緯の中で、インボイスというものがありました。</p> <p>公共料金に係る部分なので。その部分は関係ないのかなとは思いますが、納税者にはなっているので、その辺の対応というのは村としてあるのかどうか、お尋ねします。</p>
委員長	井上係長
農林建設課係長	<p>県の水道整備室というところが毎年説明会を行っておりますが、やっぱり水道業者であってもですね、やっぱりインボイス制度の登録は必要ということですので、今年度中にですね、登録を進めなくてはいけないということを、県のほうから聞いております。以上です。</p>
委員長	ないようですから、質疑を終結いたします。
散会	
委員長	<p>これもちまして、本日の審査は終了します。</p> <p>14日は、午前9時30分から再開します。</p> <p>本日は、これにて散会します。</p>

(15時47分)

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

令和4年9月14日
(第 3 日)

東 峰 村 議 会

令和3年度 東峰村議会決算審査特別委員会議事日程

令和4年9月14日開議

開会宣言

議事日程の報告

- 日程第 1 認定第 1号 令和3年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 2号 令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3号 令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 4号 令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開 会	
委員 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席委員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、13日に引き続き、決算審査特別委員会を開催します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
委員 長	<p>議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p>質疑に入り前に、昨日質問したことについて、答弁なされてない分について、ただ今から、各担当課より説明をしていただきます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>成果説明書の24ページでございます。</p> <p>地域協働の村づくり事業におきます、岩屋地区活性化計画の作成方法はどうかだったんだというご質問を、高橋委員よりいただいております。</p> <p>その旨についてですね、お伺いしたところ、福岡県の朝倉農林事務所並びに朝倉普及指導センターの協力によりまして、一緒に協議をしたと。</p> <p>その上でですね、この計画書作成にあたっては、岩屋地区の担当職員である者がですね、事務的補助という形でこの計画書を作成したということでございます。以上でございます。</p>
委員 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>決算の概要の10ページをお願いいたします。</p> <p>1款2項固定資産税につきまして、昨日高橋委員さんより不納欠損等に係る財産放棄等、どのように計画的にこの不納欠損等に対応されているのか、というようなご質問をいただいたかと思ます。</p> <p>こちらにつきましての回答ですが、通常ですね、所有者の死亡届のときに代理相続人を確定していただき、固定資産税を納付いただくというのが通常の手続きでございます。</p> <p>さらに、代理相続人という方がご不明のときは、法に則って追跡調査を行い、代理相続人の候補の方にこちらから連絡を取り、実際に相続人として確定できるのかという照会を掛けます。</p> <p>その上で財産放棄というような事態になる場合もございます。そうなった場合には一定の年数を経まして、法に則って不納欠損ということに、結果的になる場合がございます。</p> <p>通常ですね、固定資産税の所有者、相続を受けられた方につきましてお支払いをいただいているわけなんですけれども、支払いがどうしてもできないという方の場合、未納ということになってしまいます。</p> <p>そうした場合はですね、再三にわたりまして督促、催告、臨戸徴収などを行い、収納対策委員会なども役場の中で定期的に行いまして、どのような形で支払っていただくかということを検討し、納付のほうに繋げる努力をしているところでございます。そうした中で、法的措置などをお取りする場合もございます。</p> <p>通常不納欠損の場合、時効に5年と言われておりますが、そのような法的な手続きを取りまして、そのままにすることはなく、対象者の方の把握と、それから計画的に対応を進めているところでございます。</p> <p>それから、次なんですけど、12ページ、6款2項特別交付金のところなんです。</p> <p>減収補填特別交付金ということで、通常令和3年度から8年度までというふうなことで国から下りては来ているんですけども、まだ、3年度は実績としてございましたが、4年度につきましては、昨日の説明にも申しましたとおり、まだ国から正式な通知等がございません。</p>

したがって、村としてこれを先がけて取り組むということは、減収補填ということを取り組むということは、財源が確実に確保できていない中行うことはできませんので、福岡県等の通知を通して連絡を待っているところでございます。

それから、43ページをお願いいたします。

4款1項8目母子保健事業費の中の妊婦一般健診のところでございます。

昨日の高橋委員さんのご質問で、妊婦一般健診の方、受診者の方で、実際14回の受診の補助を行っているわけなんですけれども、それでも足りない方が中にはいらっしゃるのではないか、今の実績はどうかということと、今後の検討としてできないのか、というようなご質問をいただいていたかと思えます。

今の現状として、3年度の実績を申しますと、受診券の利用枚数としまして、3年度に7名の方の出生がっております。

その内最終の利用枚数が10枚の方がお一人、11枚が4人、14枚がお二人ということで、合計7名になるわけなんですけれども、もしかするとその14枚お使いになった方の中には、健診の数がこれより多くて足りなかったという方もいらっしゃるかもしれませんが、今現在、村のほうで行っている、昨日申しましたが、追加の受診券の交付につきましては、ハイリスク者という、私が申し上げたんですけど、主に多胎児、双子さん以上のお子さんの出産予定の方に対し、5回に限り追加交付するように、本年2月より施行しているものでございます。

今後状況によって、そういった検討もされるかもしれませんが、今のところ一般の方の追加交付は考えていないところでございます。

それから、73ページをお願いいたします。

特別会計の国民健康保険ですね、その6款1項1目保険給付費等交付金の中の特別交付金でございます。

こちらにつきまして、保険者努力支援制度についてということで、村の実績と目標というのがどうなっているのかと、それぞれの加算評価になっている内容についての説明を求められたかと思えます。

これにつきましては、お手元に住民福祉課、9月13日配布資料7ページと書かれている資料をお渡しさせていただいております。

最初のページから38ページまでが村の実績評価でございます。3年度分の事業評価として行ったものでございます。

その次のページから、国から保険者努力支援制度の市町村分についてということで、それぞれの評価指標の説明を書かれている資料でございます。

こちらにつきまして、説明を詳しくしますと時間を要しますので、後日ですね、別の形でまたご説明をさせていただきたいと思えますので、よろしくをお願いいたします。

それから、最後に79ページでございます。

特別会計の後期高齢者医療でございます。

1款1項2目普通徴収の保険料の質問に関連し、無年金の方の把握はできているのかというご質問があったかと思えます。

こちらにつきましては、うちのほうですと、1回1回無年金の方の台帳を作ったり、そういったことは現在しておりません。

無年金の方には特別徴収にならないことから、普通徴収の対象になります。

もう75歳になられる方につきましては、労働自体が難しいということで、収入を年金以外に得ることは難しいということで、生活を維持すること自体が難しくなります。

そういった場合に、生活保護の対象になることが推測されるような状況でございま

	<p>す。</p> <p>生活保護を受給しますと、後期高齢者医療の喪失要件となりますので、無年金で収入がない方に関しては、加入継続は難しいかと思われます。</p> <p>年金事務所にですね、無年金の方の把握については、問い合わせれば把握ができますが、システムの連携によって住民基本台帳と、それから税情報が共有されておりまして、保険料の賦課等は広域連合で行っておりますので、村として無年金者を把握することはしていません。</p> <p>結果として知ることは可能なんですけれども、そのような状況でございます。</p> <p>住民福祉課からは、以上でございます。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>私のほうからは、成果説明書ですね、71ページです。</p> <p>簡易水道事業特別会計のことで、2款1項1目の公債費について、でございます。</p> <p>こちら地方債の現在高ということで1億7,729万3千円という額がございまして、こちらの返済のですね、期間につきましては、令和24年までで完済をするような計画で進めております。</p> <p>それから、昨日高橋委員のほうから質問がございました、水道の契約者数の減と、あと水道施設の更新等に伴って水道料金とかが上がるタイミングと言いますか、いつ頃になるのかということにつきましては、今現在検討を進めておりますので、また情報が分かり次第ご報告させていただきたいというふうに思います。以上になります。</p>
委員長	説明が終了いたしましたので、質疑のほうに移りたいと思います。
日程第1～ 日程第4	
委員長	<p>日程第1 認定第1号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第4 認定第4号「令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」までの総括質疑を行います。</p> <p>総括質疑につきましては、全体及び各課にまたがる質疑のみといたします。</p> <p>なお、各課における答弁で回答が得られていない件についての質疑といたします。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高橋委員</p>
6番	<p>本日配布されました資料について、お尋ねをしたいと思います。</p> <p>ほうしゅ楽舎管理運営計画について、内容について、少しお尋ねしたい点がありますので、質問させていただきます。</p> <p>19ページをお願いいたします。</p> <p>収支の想定のところなんですけれども、前は1,500万ほどの収入を見込んでの収支計画が基本計画で立てられていたと思うんですけれども、それが今回かなり圧縮した形での収支想定に変更されております。</p> <p>なぜこういう形で、縮小するような運営計画に変化していったのか、というところか1点。</p> <p>そして、上手に想定されているなど思うのが、1,000万円を超さないところで収支想定がされています。おそらく1,000万を超えると消費税かかってくるので、それをかわすために1,000万以下の収入の試算をされたのかなと思うんですけれども。</p> <p>実際、私、一般質問で申し上げたとおり、インボイス制度が始まってくると、おそらく企業の受け入れ、研修とかの受け入れには、おそらくインボイスが要求されるはずで。</p> <p>そうなると、もう消費税導入業者に自動的になりますので、このような状況でも消</p>

	<p>費税というのかかってくる。</p> <p>本則課税で大体計算すると500万ぐらいの仕入れ控除額等を差引いた中でも10%の消費税、計算すると50万近くの消費税が発生すると、単純にマイナスになります。</p> <p>ということから、ちょっと収支想定が甘いかなと思うんですけども、細かく聞いて総括質問の中で難しいと思うんですが、どういった形でこの収支想定がされていたのか、まず大まかなところでご説明をお願いいたします。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>最終版においてはですね、そのような収支計画ということで検討してまいったということでございますけれども。</p> <p>1点は、人件費等をですね、歳出の部分、支出の部分の人件費等、こちらにおいて、当初は地域協力隊の採用とか、そういったことまで含めて考えていたようでございますけれども、ちょっとその辺りを外して、人件費として純粹にかかるであろうという計画の下に、こういった収支計画、主に大きく変わったところは人件費、それから、収入の部分の、一応日帰りの部分ですね、収入の部分の日帰りの部分、例えば、デイユースについてはそうですね、次の法事行事、この辺りがまだ不確定な部分ございまして、そういった概算での試算ということで、現在では立てておりますので、そういったことで収支計画は、こういう形で出させていただいたというふうな認識ではあります。</p> <p>ちょっと1,000万円以下ということでございますけれども、ちょっとその辺りまで含んでこの収支計画を立てたかというのが、ちょっと昨年度の方ですので、ここで正確な回答はできませんので、その辺りはもう一度内部のほうでも詰めてですね、最終的に今後指定管理者が決まりまして、さらに詳細に詰めていくような形になるとは思いますが、その中で検討をさせていただき、また、随時報告等はさせていただきたいというふうに思います。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>計画書の9ページ、10ページ辺りの事業計画について、お伺いします。</p> <p>これまでからもですね、農林業体験交流事業であったり観光交流事業、防災拠点事業、村民交流事業等々は基本計画でも謳われてきたかと思えます。</p> <p>この事業を実施する部分に対して、どういうふうに事業者に求めていくんでしょうか。</p> <p>要は、この計画を実行していくために、どの部分で事業者に対してこの事業を求めていくんでしょうか。その求める際に対して、今回指定管理料なしと言われておりますけれども、その部分に何か補填しなければならない部分があるのでしょうか。</p> <p>この説明の中にでも、やはり収支が厳しいので、その部分に対しては、やはり行政がそういった部分の委託事業等々をしていかないといけないという部分も書かれていたりします。11ページの④の下の方ですね。公的な部分が高い機能については、という記載もございます。</p> <p>もう一度繰り返しますけど、この基本的な4つの事業ですね、行っていく際に、事業者に対してどういうふうに求めていくのか、どういうふうにこの計画を実行していくのか、という部分についてお尋ねします。</p>
委員長	村長
村長	<p>ほうしゅ楽舎の運営計画の内容につきましての質問でございますが、この事業計画自体は、村とほうしゅ楽舎再建に係る委員会の中で協議を重ねてきたものでございます。</p> <p>これについて、先ほどの収支につきましても、あくまで一つの事例を想定した収支</p>

	<p>でございます、当初の収支の計画の中から、より実務と言いますか、現実に沿った想定をして、数字が変わってきたのであるというふうに、自分としては理解しているところでございます。</p> <p>また、先ほど4つの事業というふうに申されました。これは、ほうしゅ楽舎を活用するにあたって、その会の中でこういう事業を行っていく、その中でこういう収支を想定するというので、最終的には、村としてはこういう事業を想定しております。</p> <p>ただ、何と言いますか、指定管理者が提案する中で、これに基づいた計画を出してくる場合もございます。また、新しい事業提案もあると思います。</p> <p>その中で村としては、公募されてきた、何社来るかというのは蓋を開いてみないと分かりませんが、この中でどういう事業計画、これについては想定される計画、実際に、これを村が絶対に、その指定管理者に事業をしないというものではございませんので、これについてどこまでの、村からの想定しているかという部分については、あくまで事業計画の案としてこういう内容を想定しております。</p> <p>これに沿って、事業を行うにあたって、こういう収支計画を試算しております。それについて、指定管理者がどう考えて持って来られるか、これをですね、今後の取り組みになっていくと思いますので、それを今の時点で、正しいか正しくないかというのは、一つの事例の想定という形で計画は受け取っていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	逆に言うと、かなり極論を言うと、ここに書いてある事業をしない提案が来たとしても、それが良ければするという事なんですか。
委員長	村長
村長	<p>本会議の中で条例の上程をしておりますが、あくまで施設の設置、その目的、それは踏まえるべきものでございます。</p> <p>それに沿った形でどういう事業があるか、その提案を受けながら、指定管理者の選定を行っていくという形になっていきます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>計画の位置付けをしっかりとさせていただきたいなど。</p> <p>今までいろんな方々を巻き込んで、この計画を作ってきて、この施設はこういうふうなことで使うためにという目的をしっかりと作ってきた中で、じゃあ、実際募集する段になって、収支ができるようなことを中心にとか、提案されてきた企業の提案に沿ってというふうなことをしていたら、結局、計画とか検討委員会した意味ないじゃないですか。</p> <p>こういう事業をしていくためにこの施設必要ですよ、施設造っていきましょうよ。じゃあ、それをできるような事業者を育てるなり募集をしていきましょうという流れが、その計画作りであつたり検討委員会のすべじゃないんでしょうか。</p> <p>じゃあ、この計画は何のために作った計画なのか。</p> <p>村長が言わっしゃるようなことをするのであれば、アクアクレタのように、旧小石原小学校のように、要は、もう賃貸借契約にして、もうフリーコンペで、どういうふうにするかというのを検討してもらったほうが、まだいいんじゃないですか。</p> <p>一体この計画自体は、どういった目的のために作られているのか、検討委員会は、何のために立ち上げられたものなのか、もう一度お尋ねします。</p>
委員長	村長
村長	<p>計画ですね、計画はあくまで委員会の中で話されたものでございます。</p> <p>その中でどういう事業があるか。その中でどういう収支計画を行うか、それについて行ったものであります。</p>

	<p>その後の指定管理者の選定につきましては、あくまでこれを踏まえて募集をかけます。もちろんですけど、当たり前のごさいます。</p> <p>その中で、それプラスアルファ、要するに全く違うという計画の、要するにゼロベースの計画を求めるものではございませんので、この計画書を基に募集要項をかけて、それについて応えてくれる、指定管理者に応募していただける業者、その選定を行うということであって、それが結果として、プラスアルファの事業があったとしても、やはりこの委員会の計画をベースとしておりますので、これについて、村としてそれを否定するという考えは全くございませんので、そういう発言につきましては、村としては基本的に計画に基づく、それについて募集をかける。</p> <p>その結果、内容について、違う内容が来たときには、それが目的に即しているかどうか、それを加味しながら選定をしていく、そういう手続きを行うというふうに、ご理解いただきたいと思います。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>ちょっと村長が言わっしゃる言葉に、ちょっと疑念があるので何回も聞くんですよ。確認のために聞きます。</p> <p>要は、この計画を理解をして、それに沿っていただく事業者を選定していくということによろしいんですよ。</p> <p>もう一つ確認は、要は、ここに書いてある事業内容を1個や2個しないような状況でも、それはそれでコンペとして良い提案であったら、するというのでしょうか。確認です。</p>
委員長	村長
村長	<p>ちょっと決算委員会の内容と、どうかな、というふうには思いますが。</p> <p>この事業計画の内容につきましては、マストではなくて、あくまでベースという形で捉えていただきたいというふうに思っているところでございます。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	休憩動議を出します。休憩動議です。
委員長	6番 高橋委員
6番	ただ今の佐々木紀嘉委員の動議に賛成いたします。
休憩	
委員長	<p>動議に対して1人の賛成がありますので、成立いたしました。</p> <p>5分それでは休憩し、10時5分から再開します。</p> <p style="text-align: right;">(9時58分)</p>
再開	
委員長	<p>休憩前に引き続き、質疑を行います。</p> <p style="text-align: right;">(10時05分)</p>
委員長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>2番 樋口委員</p>
2番	<p>成果説明書のページに直接関係することではありませんが、村がコンサルタントに委託する各種計画について、村長にお尋ねします。</p> <p>令和3年度に総務企画課では空き家対策計画を、ふるさと推進課では地域公共交通計画、そしてほうしゅ楽舎再建運営計画などを委託しています。</p> <p>過去にも総合計画、まち・ひと・しごと総合戦略、復興計画、公営住宅等長寿命化計画などをコンサルタントに委託しています。</p> <p>その中で私が好感を持って読むのは、カタカナによる英語表記、ローマ字による略称、そして言葉遊び的な表現を極力使わない計画書です。</p> <p>令和2年の国勢調査で、村民の45.8%が65歳以上になっています。村民の約</p>

	<p>半数を占める高齢者が理解しやすい計画であってもらいたいと思います。</p> <p>各種計画は、主権者である村民のためのものです。村民誰もに分かりやすい計画だ、わが東峰村はこのような村を目指しているのか、嬉しいな、将来が楽しみだなと希望を持っていただくことが大切ではないでしょうか。</p> <p>そのために、長い長い歴史を誇る日本語を大切に、先ほど説明したカタカナによる英語表記、ローマ字の略称、言葉遊びなどを極力使わないように、事前にコンサルタントを指導することができないか、お尋ねします。</p>
委員長	村長
村長	<p>今ご質問いただきました、さまざまな計画を作成しております。</p> <p>その中で、村としてそういう外来語、カタカナ言葉の使用についての基準というのは、確かに設けておりません。</p> <p>ただ、どうしても、例えばハザードマップとかですね、なかなか日本語に訳しにくいものの言葉もございます。</p> <p>濫用という形では、してはいいないというふうに考えてはいるんですが、もし、内容について、ここは日本語でできるんじゃないとかいう部分があればですね、やはり作っていく中で、普通に自分たちも、さっと自分たちが理解できるカタカナ言葉は、そのままいいんじゃないかとかいう理解をしていきながら載せてしまうというところもあるということで、やはり先ほど委員さん申されましたとおり、それを受ける方、読む方、実際に受益と言いますかですね、方が読めるかという部分についての視点を、もう一度再確認するということが、非常に重要なことだと思いますので、これについて、基準を設けるのはなかなか難しいと思いますけど、内容について、そこは全課長おりますので、計画作成に向けては、もうでき上がっている分については、誠に申し訳ないんですけど、今後作成の分については、その視点をしっかり持つようにですね、させていきたいというふうには思っております。</p>
委員長	7番 大蔵委員
7番	<p>監査委員さんのほうから意見書が出ております。この中で質問させていただきませう。</p> <p>21ページの予算の執行についてありますね。この中で、下のほうで、予算の執行においては執行率が歳入歳出ともに85%を割る執行率であり、計画的かつ効率的な執行を願うということが出ております。</p> <p>村として、この執行率が低かった原因は何と考えるか、お聞きします。</p>
委員長	村長
村長	<p>予算に対する執行率でございます。</p> <p>これについて、一番大きな部分は、例えば義務的経費において、2月、3月でちょっと想定できない分の余裕というところをですね、減額できていないところ、また、3月補正において、今年度において不用と見込まれる分については、きっちり精査をして減額補正をすることという指示は出してはいるんですけど、なかなかそれが、課において一部できていなかったという部分も、あるかなというふうには思っております。</p> <p>決算額において、今、総額から考えると、85%を割るということは15%の執行残があるということで、通常いろんな義務的経費とかを考えると、大体年間ベース、30億弱の予算規模の中で、2億円ぐらいの執行残というのはやはり起き得るものがございます。</p> <p>ただ、15%という数字が災害復旧の費用等で執行されなかった分とか、そういった分も結構ございますが、今後いわゆる通常モードというかですね、入っていく中で、きっちり予算の執行については精査をした上で執行する。年度末について、不用額に</p>

	<p>ついては、きっちりその課で確認をする。</p> <p>そういった部分は、これまでも指導してきたところではございますが、災害最優先ということで、あんまり細かく指導してこなかった部分がございますので、これについて、執行残ができるだけないような指導は行っていきたいというふうに思っております。</p>
委員長	7番 大蔵委員
7番	<p>災害復旧ということで、その執行残が多かったということでございますけれども。確実に、こういったことがあったから、原因がこういったことであるから、執行率が少なかったということを明確に思っていないと、今年度執行するにあたって、また同じようなことが起きると思いますので、ぜひとももう一度精査していただきましてですね、今年度の予算運営に努めていただきたいと思います。答弁はよろしいです。</p>
委員長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>認定第1号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>認定第1号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」を、お諮りします。</p> <p>本案を認定することに賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
委員長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり認定するものと決定しました。</p>
委員長	<p>日程第2 認定第2号「令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>認定第2号「令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、お諮りします。</p> <p>本案を認定することに賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
委員長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり認定するものと決定しました。</p>
委員長	<p>日程第3 認定第3号「令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>認定第3号「令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、お諮りします。</p> <p>本案を認定することに賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
委員長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり認定するものと決定しました。</p>
委員長	<p>日程第4 認定第4号「令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の</p>

	<p>認定について」、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 認定第4号「令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を、お諮りします。 本案を認定することに賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
委員長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり認定するものと決定しました。</p>
閉会	
委員長	<p>以上で、本決算審査特別委員会に付託されました案件の審査が終了いたしました。 これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会したいと思います。 ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
委員長	<p>異議なしと認めます。 本委員会の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
委員長	<p>異議なしと認めます。 皆様のご協力によりまして、付託されました案件の審査が無事終了いたしました。 厚くお礼申し上げます。 これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。 次は本会議でございますので、10時30分まで休憩いたします。 (10時16分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">委員長</p>